

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田邊 学

- 1 日 時 令和6年9月27日(金) 開会：10時00分 閉会：17時24分
福祉保健部、経済部
令和6年9月30日(月) 開会：10時00分 閉会：15時13分
経済部、建設部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、田中 陽三、田邊 学、中村 譲、
萬谷 竹彦、
- 4 事務局職員 西 優、起本一生
- 5 説明員
吉本副市長
【福祉保健部】 松村福祉保健部長、岡村福祉総務課長、藤岡高齢者支援課長、小熊
地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長兼西部地
域包括支援センター所長、温品子ども政策課長、山野井こども政策課保
育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長、和久子ども家
庭課長、安池健康増進課長、都野健康増進課健康対策担当参与、中本
介護老人保健施設清算室長
【経済部】 西村経済部長、佐々木経済部次長兼商工振興課長、影土井農林水産
課長、弘中有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長、岩崎
農林水産課技術担当課長、久山観光・シティプロモーション推進課長、太
田農業委員会事務局長
【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山
口道路河川課長
【都市政策部】 松並都市政策部長、山本都市政策課長、山本都市政策課公園緑地担
当課長、山門公共交通政策課長、弥益下水道課下水道技術担当課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 報道1社

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和5年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、1つ目としましては、主要施策の成果の66ページ、精神障害者のピアサポート事業についてお聞きをしたいというふうに思います。

この事業は、精神に障害のある人やその家族に対して講演会や交流会を通じた総合支援、いわゆるピアサポート等を行う周南3市の事業でありまして、令和5年度は講演会2回を開催し、延べ34人の参加があったというふうな報告がございますが、講演会の具体的な内容と参加者の人数、まずこれについてお示しをください。

○岡村福祉総務課長

精神障害者ピアサポート事業は、周南3市の精神障害者の家族で構成される周南さわやか家族会が、精神障害者及びその家族、当事者同士の総合支援、ピアサポートを推進することにより、社会参加の促進と日常生活の自立を支援しようとするものでございます。

令和5年度は講演会を2回実施されており、1回目は令和5年11月21日に、元看護師でカウンセラーを講師に、機能不全家庭で育った人への支援についてのワークショップを開催され、参加者が18名でございます。

2回目は令和6年1月16日に、社会福祉士を講師に、成年後見制度についての講演を開催され、こちらは参加者が16名ございました。

以上です。

○小林委員

実際の講演会の内容という部分と、参加者の内訳というところで理解ができました。その上で、いわゆる精神障害者ピアサポート事業、この事業を広く市民に周知をすることと、支援の輪を広げていくことが私は必要というふうに考えていますが、これについての見解をお示しください。

○岡村福祉総務課長

周知についてのお尋ねだと思いますが、周南さわやか家族会からの依頼に応じて講演会等の開催等については、市広報に開催の案内を掲載させていただいております。講演会への参加等を通じて、当事者同士のつながりや支援の輪を広げることは市としても必要と考えておりますので、周南さわやか家族会や共に実施をしております周南市、下松

市とも勉強しながら、周知等を進めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

○小林委員

実際にこの事業を広く市民の方に周知をしていただくというところで、さわやか家族会あるいは周南3市の連携という部分をしっかりとやっていくというところで理解をいたしました。

その上で、やっぱり具体的な内容の部分では、看護師とか社会福祉士とか、いわゆる機能不全とか、いわゆる成年後見人、そういうところにフォーカスを当てての講演会というところで、やはり参加者が自分の今後の生活をする上で非常に重要な要素だと思いますので、ぜひこの点については継続した取組のほうをお願いしておきます。

それともう一点、主要施策の73ページの三島温泉健康交流事業についてお聞きをします。

令和5年度の入浴実績という部分においては、前年度から6,914人増の1万9,369人との報告がございましたが、先ほども少し触れていただきましたいろいろなイベントを開催したということもございましたが、利用者増となった要因について、まずお示しをください。

○岡村福祉総務課長

利用者増の要因として、明確なものは持ち合わせていないんですけれども、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行されて、国から一律の外出自粛の要請がなくなったことが主な要因ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○小林委員

コロナの影響のいわゆるそういう制限がなくなったというところで利用者増となったというところ、はい、そこの辺についても理解を深めました。

少し具体的に言いますと、令和5年度の入浴者数について少し深掘りして聞きたいと思いますが、例えば大人は6万64人、高齢者はそれに対して4万4,593人に対して、いわゆるこどもですよね、これが4,712人という少し低い傾向を示されております。こういう状況を踏まえて、例えばこどもを対象としたイベント、こういうものも実施すべきというふうに考えておりますが、この点について見解をお示しください。

○岡村福祉総務課長

ゆーぱーく自体が健康交流施設であることもあり、高齢者の方の利用がどうしても多い傾向にございます。利用者増加の取組については、先ほどもちょっと触れましたが、指定管理者において創意工夫の下、取組をされております。こどもの利用拡大については、アヒル風呂などのイベント風呂のほか、令和5年度は小学生以下の利用を無料とするこども無料デーなどを行っており、増加の取組をされているところでございます。

○小林委員

既にこどもを対象としたようなイベントというところも実施をされているというところで理解はしましたが、少しこの4,712人というところでいくと健康交流施設という部分は少し理解はできる部分もありますが、やはり子供の部分についても少し利用者を増やしていく、こういう取組は必要だというふうに思いますので、引き続きその取組というところと、いわゆるブラッシュアップをしていただきたいなというふうに思っております。

私自身も、ぜひこどもを連れていこうと思いますので、その点については併せて言っておきます。

以上でございます。

○田中委員

1点、主要施策の成果の57ページのほう、お願いします。地域福祉活動推進事業の中で福祉ボランティアの登録者数が出ているんですが、その人数について前年より減少傾向のように見えるんですが、その辺りの分析についてお聞かせいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

ボランティアさんの登録者数の減少についてのお尋ねでございます。こちらは社会福祉協議会のほうでボランティア保険に加入されている方の人数を取っているというふうに確認をしております。

減少の理由については、特に災害ボランティアさんの登録について、令和5年度に登録者全員の登録継続以降の確認を行われたようです。その中で高齢者や体調不良を理由とした辞退者の方が多数あったことが主な要因であるというふうに聞いております。

以上でございます。

○田中委員

今、災害ボランティアのお話もあったんですが、前年も人数をお聞きしているので、令和5年度で人数が何人になったのかをお聞かせいただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

令和5年度の災害ボランティアの登録者数については、97名でございます。

以上です。

○田中委員

令和4年度は208人とお聞きしていたので、半減以下になっているのではないかとと思うんですが、高齢化等の影響もあるのかもしれませんが、一方で、ふれあい・いきいきサロンの実施回数のほうが、回数が増えていっていると思うんですが、その辺りの状況について御説明いただけたらと思います。

○岡村福祉総務課長

ふれあい・いきいきサロンは、各地域での取組、サロン活動、自治会や老人会単位で活動されておりますので、そういった取り組まれる自治体や老人会が増えたというふうには聞いております。

○田中委員

何というか、お出かけしてそういうことに参加したいという意欲ある高齢者の方も多い中で、ボランティアにはちょっと二の足を踏む方が増えているというのが現状があるのかな。特に災害ボランティアについては、ちょっと現場がきついのではないかというイメージをお持ちの方が多いのかなというところもあると思います。

この登録者数自体については、予算がかかるところではないんですけど、災害ボランティアは特に平成30年豪雨災害を経験しているまちにとって、あの教訓をずっと継承しながら登録者数を増やしていくということは必ず必要なことだと私は思うんですけど、その辺りについて何かお考えがあればお聞かせいただけたらと。

○岡村福祉総務課長

委員が仰せのとおり、災害からの復興における災害ボランティアの担う役割については、近年の北陸地方での災害に関してもクローズアップをされている状況であることは認識しております。

そういったところから引き続き、社協のほうが行うボランティア活動についての広報、それから周知、ボランティア講座の開催などについて後方的な支援をするとともに、登録者増に向けての取組について協力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○田中委員

分かりました。私も何かこうしたらいいよという具体的なアドバイスが今できる状態ではないんですけど、やっぱり必要だと思っておりますので、一緒に取り組めたらと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○河村委員

決算書の99ページ、上段の行旅死亡人取扱委託料、もう少し詳しく何人であったかというのを含めて教えてください。

○岡村福祉総務課長

行旅死亡人取扱委託料のお尋ねです。市が執行した葬祭は5件でございます。

○河村委員

1人当たりの単価は一緒なの。

○岡村福祉総務課長

1人当たりの単価につきましては、葬祭業者によって異なったり、あと季節によってドライアイスの量とかその辺が関係してきますので、前後しますが、基本的にこれ生活保護費の葬祭扶助費を基準に算定しておりますので、その基準が15万8,000円になっていきますので、それ以下での葬祭をお願いしているところでございます。

以上です。

○河村委員

それでいくとちょっと安めではあるけれども、実績の金額か。誰もお金持っていないんでね。

それから、101ページの中段、やむを得ない事由による措置費、もうちょっと詳しく中身を教えてください。

○岡村福祉総務課長

やむを得ない事由による措置費でございます。こちらは障害者虐待等で緊急的にサービスの利用が必要となった場合に、本来、本人と事業者による契約によるサービスでの御利用が原則なんですけれども、契約をするいとまがないため、市のほうが措置をしてサービスの提供をしたということになります。

○河村委員

人数は。

○岡村福祉総務課長

令和5年時については1名でございます。

○河村委員

先ほどの周南さわやか家族会、主要施策の成果の66ページなんですけど、この家族会の人数と、それから構成市の人数別。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○岡村福祉総務課長

周南さわやか家族会の会員の人数は、全体の人数はちょっと今、申し訳ありません、持ち合わせがないんですが、光市の会員さんは1名いらっしゃるというふうに聞いております。

○河村委員

この主要施策の成果というのは、家族会の成果じゃなくて、光市のこういった障害者の支援を求めている人の人数を報告するところだと理解をするわけですが、令和5年度は講演会を2回開催し、延べ34人の参加があったと。18人と16人。だけど1人ちゅうことは、出ても1人じゃ、下手すりゃゼロかも分かん。あるいはほかの友達等が入ってということも当然あるわけですが、何を求めてやられるのかというのがよう分かん。交流を図れることはええことだと思いますが、もう少し、例えば光にもそういう団体があって、下松も周南も合わさってこういうことをやりましょうよというふうならともかく、家族会そのものにお一人しか参加していないにもかかわらずというやりようが、何かもっと工夫があるんじゃないかと思うんですが、その点をちょっと。

○岡村福祉総務課長

その精神障害者ピアサポート事業については、周南さわやか家族会さんのほうで実施されているピアサポート活動、当事者同士の支え合いの部分についての事業費の補助という形で、市のほうは交付している状況でございます。

確かに光市の会員さんは現在1名でございますが、先ほど委員さんがおっしゃったように、この講演会や家族会の事業の参加者については、その会員さんに限定されているものではなくて、精神障害を持たれる方で交流を深めたいとか、そういった方を対象とした事業でございますので、会員の広がりとか、その辺も含めた支援をしていきたいというところから、こういった形で事業を実施させていただいているところでございます。以上です。

○河村委員

じゃあ、ここに今載っているアの精神障害者ピアサポート事業というところでいくと、周南家族会の実績を載せるところなんですか。

○岡村福祉総務課長

このピアサポート事業については、市のほうが補助をした事業についての実績を掲載しているということになります。

○河村委員

言わんとするところは分かりますが、そうは言いながら、やっぱり成果は上がったということで言えば、市内に居住されている方のこういったあれがありますよという、何か変に誤解をする、こういう生活支援事業を求めている方が34人いらっしやってというふうに受け取れるので、結果的にはお一人でね、その周りの方も含めて何人であったというようなやり方のほうが適切であろうと思われまますので、そのような表現に今後改めていただけたらと思います。

以上です。

○大田委員

決算審査参考資料の7ページの不用額について、お尋ねいたします。民生費の中の社会福祉総務費で繰出金が5,521万7,000円の不用額が上がって、介護保険特別会計繰出金4,833万7,000円も不用額に上がっているんですが、ちょっとその内容などを教えてください。これ違う。（「高齢者支援」と呼ぶ者あり）高齢者支援なの。あ、そうなの。

そしたら、その下の非課税世帯給付事業、これも違うの。（「いえ」と呼ぶ者あり）合っているの。この5,239万3,000円。それで、物価高騰対応重点支援臨時給付金が5,236万円、先ほどもちょっとそういうような説明があったんですが、それを教えてほしいんですが。

○岡村福祉総務課長

物価高騰対応重点支援給付金の不用額についてでございますが、こちらは令和6年3月31日を交付申請の締切りとさせていただいております。予算額が4億4,100万円。令和5年度中の給付額が3億8,584万円。3月31日を締切りとしておりましたので、令和6年度の繰越しが280万円。差し引きした5,236万円が不用額となったものでございます。

○大田委員

だから、なったものでありますというのは分かったんですが、なぜなったのか。

○岡村福祉総務課長

3月31日までを締切りとしておりましたので、3月の補正に間に合わなかったため、3月の補正で減額ができなかったことによるものでございます。

○大田委員

そうすると、今後これが支出になると考えられるわけ。

○岡村福祉総務課長

3月31日までに給付できたものが3億8,584万円でございます。令和6年度に繰り越して執行すると思われる可能性があるものが280万円。これを令和6年度予算に繰り越しておりますので、令和6年度に280万円弱の支出があるものと考えております。ですので、5,236万円が、この物価高騰対応重点支援給付金に使われるということはないと考えています。

○大田委員

だから、その説明をしてくださいと言っているんです。5,236万円の、要するにそれがなぜそういうような5,236万円にもなったのかと。

○岡村福祉総務課長

予算額で言いますと6,300世帯を給付見込みとして算出しておりました。これの7万円掛けたものが4億4,100万円でございます。給付の合計、3月31日未までに給付した

実績が5,512世帯で、これに7万円を掛けたものが3億8,584万円となります。令和6年度に繰り越して給付する見込みが40世帯分ですので、これに7万円を掛けて280万円となりますので、4億4,100万円から3億8,584万円と280万円を差し引いた5,236万円が不用額となるものでございます。

○大田委員

だから、初めは6,360世帯やったんだが、5,512世帯になったから約800世帯減ったんだから、これだけ不用額が出たという結論になるんじゃないのかと思うんですが、何かいろいろ説明されたんですが。

○岡村福祉総務課長

6,300世帯を見込んでいたものが、給付の実績で言えば5,500世帯程度になることから、不用額が生じたものでございます。

○大田委員

そういうふうに説明してもらえば、何となく分かるんですけど、数字を並べてごちゃごちゃ説明されても、もう少し簡潔明瞭に説明してほしいんですが。

それと、その次のページの生活保護費の扶助費が7,854万2,000円の扶助費が7,801万9,000円ですかね。その御説明をお願いしたいと思うんですが。

○岡村福祉総務課長

生活保護費の扶助費につきましては、医療費等高額な支出が突然生じる場合がございますので、なかなか見込みが難しゅうございます。3月補正においても減額を5,000万円程度させていただいておりますが、必要な医療費、高額な医療費が発生したとき、突発的な医療が発生したときの支払いができないということになりますと困りますので、十分な予算を確保させていただきましたが、予定よりもそういった突発的な医療行為等がございましたので、この不用額が生じたものでございます。

○大田委員

決算書の123ページですかね、あそこに扶助費が出ておるんですが、支出済額が5億円ですかね、それで、ここに7,800万円ちゅうのが出ているんですが、大体何人ぐらいの見込みで何人ぐらいのお支払いされて、何人ぐらい減ったとか見込みよりも少ないとかいうのが分かったら教えてほしいんですが。

○岡村福祉総務課長

見込みにつきましては、令和5年度の実績をベースに算定しておりますので、世帯数が287世帯、人員が338人程度を見込んでおりました。実績といたしましては、令和5年度の世帯数が270世帯、人員が320人と世帯、人員ともに減少していることによります。

○大田委員

17世帯で18人ぐらい減少したから、それだけの7,800万円の不用額が出たという解釈でよろしいんですか。

○岡村福祉総務課長

今回の不用額の主な要因は、医療費の支出がなかったことになると考えています。医療費については、生活保護者については10割負担となりますので、どうしても手術とか入院とかなると高額な医療が発生しますので、そこを担保するために予算の減額ができなかったということで、不用額が生じたということになります。

○大田委員

了解。

それと、41ページにある令和4年度の予算が、従来の一般財源配分方式から一般財源枠配分方式に予算編成をされていると思うんですが、その影響について、また成果について、実績について……

○委員長

大田委員、どこの41ページでしょうか。説明資料ですね。

○大田委員

決算参考資料。41ページ、一番最下段。参考資料の41ページ最下段の令和4年度当初の予算は、従来の一般財源配分方式でそれまではやっておったんですが、令和4年度から一般財源枠配分方式による予算編成をされておるんで、それによる影響、また成果、実績があったら、どういうふうなふうに福祉保健部として考えておられるか、その影響なんかもどういうふうなのか、教えてほしいんですが。

○松村福祉保健部長

福祉保健部としてということでのお尋ねでしたので、私のほうからお答えさせていただければと思います。

一般財源の枠配分方式につきましては、基金に依存しない歳入に見合った財源構造への転換を図るということで、目的とすれば一般財源の削減であったりとか市民福祉の向上、こういったものを掲げて取り組んでいるものでございます。

この影響ということではございますけれども、この方式に基づきまして、スクラップ・アンド・ビルドであったりとか、予算の確保額の精査、こういったあたりをそれぞれの担当で行ってまいりましたけれども、編成方針等が変わりましても、市に必要な事業等につきましては予算確保をいたしておりますので、特段の影響というものはないかなということが考えられます。

それと成果といたしましては、一般財源が削減できたということは一つの成果であろうと思いますし、本当に必要な事業の予算化ということで、これはこれまでも当然取り

組んできたことではございますけれども、やっぱり職員がしっかり改めて意識をすることができたということが成果かなと考えております。

それともう一つ、今後ということですかね。今後につきまして、一般財源が枠配分されるとは言いながら、新規事業であったりとか、そういったものについては別枠が確保されておりますので、特段大きな影響というものは生じないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

今、あまり影響は出てこないだろうと。私、一般財源配分方式と一般財源枠配分方式、ちょっと分かりにくいんですよね。職員がそういうような意識改革できるかどうかちゅうのもよく分からないんで、そこのところもちょっと教えてほしいんですが。

○委員長

大田委員、今の部分というのは財政の所管の部分であります。

○大田委員

財政の所管でもありますが、各部署において、それが配分枠方式で実際に行われているところでございますので、だからわざわざそこでお聞きさせていただいているわけでございます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○松村福祉保健部長

一般財源枠配分方式につきましては、財政所管のほうで一般財源全体を枠というくくりの分け方をいたしております。その枠の中で福祉保健部に配分されるものがあるんですけれども、福祉保健部とすれば、その額の中で一般財源の使途を考えていくというところで予算を作成いたしました。ですから、福祉保健部としての考え方としては従来のものと変わりはありません。

枠がどうだったかという部分については、これは所管外になりますので、お答えは控えさせていただきますと思います。

○大田委員

だから、一般財源配分方式から一般財源枠配分方式によって福祉保健部による影響と実績というような成果というのが当然出てくると思うんですよ。福祉保健部としてはどねえなっているんですかというふうな置き方をさせてもらっているんですよ。全体的な考えちゅうのは、それは企画のほうを考えて市の予算をどういうふうにするかちゅうのはいろいろ考えているんですが、その中で福祉保健部におりてきた予算の中で、一般財源枠配分方式による予算の分け方によってどういうふうな福祉保健部に影響が出たの

か、またそれによって実績やどのような成果、どのようなもんが出てきたのかというのを教えてくださいというふうにお聞きをしているわけですよ。

○松村福祉保健部長

予算編成の段階では、確かにそういった配分された枠の一般財源の中で予算を確保というか要求をいたしております。その時点で先ほども申し上げましたように、スクラップ・アンド・ビルドであったりとか、予算確保の精査などを行ってはおりますけれども、必要な予算額については確保ができていくというふうを考えておりますので、その中で決算の段階でその当時の一般財源の枠配分の影響額というふうなものについては整理をしたものはございません。

以上でございます。

○大田委員

影響はないようなこともちょっとちらっと言われたんですが、当然影響は出てきていると思うんですよ。要するに一般財源枠配分方式というのは自主財源に加味した一般財源の枠と、こういうふうにしてあるから、そうしたら、それに対する影響というのもし出てきていると、またそれに対する成果というのもし出てきていると思うんですよ。じゃ、そこのところを教えてくださいということをお聞きしたいんですが、そこまで精査をされていないみたいですから、また来年の、もし私が議員になったらまたお聞きしますから、よろしくをお願いします。

説 明：藤岡 高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、一点、確認させていただきたいと思っております、主要施策の成果の70ページ、生きがい対策事業についてお聞きをします。

この事業というものは、高齢者の生きがいや健康づくりのための自主的な活動を支援するということと、あとは離島の高齢者に対する介護サービスの確保及び憩いの場の提供を目的として施設の管理運営を行ったというところでございます、令和5年度でいきますと、牛島憩いの家デイサービスセンターの延べの利用者数というのが1,344人、先ほどの御説明の中でもございましたが、具体的などという取組をされているのかという部分と、運営上の課題、こういう部分があればお示しをください。

○藤岡高齢者支援課長

牛島憩いの家デイサービスセンターにつきましては、牛島の在宅の要介護老人等に対し、通所の方法で介護サービスを提供することにより、自立した生活の援助、心身機能の向上等を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るほか、高齢者の休養及び交流の場を提供することで、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に設置を

したものでございます。

具体的な内容についてでございますが、施設の運営に際しまして、職員1名を常駐させるとともに、週1回、看護師を施設に派遣をしております。これについては、利用者に対しまして、健康相談や脈拍、血圧等、バイタルチェックを中心とした健康チェックですとか、クイズ形式の脳トレですとか、あとストレッチなんかを中心に体操等を実施をしていると聞いております。

令和5年度の状況につきましては、開所日数は293日、実利用者は20人で、延べ利用者数は、先ほど委員のほうからもございましたように1,344人となっております。

なお、先ほど触れました看護師派遣につきましては、年間43回派遣をしております。

運営上の課題というところでの御質問も併せていただきました。離島という特殊環境がございますので、委託先であります光市社会福祉協議会が雇用をしております牛島在住の職員さん、これが先ほど言いましたように1名常駐をして業務遂行に当たっていただいておりますが、この職員はもとより、島民全体の高齢化によりまして、島内在住者による雇用の継続と、長期的な業務遂行というのが近い将来、なかなか困難になるのかなというところは懸案としてございます。

こうした職員確保の課題はございますけれども、職員の意向や実態を見極めながら、毎年見直しを図ることができるような体制にして取り組んでおるというところでございます。

あともう一つ加えるならば、課題としては、この建物が平成6年築ということで築30年を経過しておりまして、当然のことながら老朽化も著しいというところで、建物の状況を見ながらにはなりますが、修繕等、随時対応もさせていただいているところでございます。そうしたところが課題として認識をしている部分でございます。

以上でございます。

○小林委員

非常に具体的な取組の部分においては、看護師さんを派遣して、バイタルチェックとか、いわゆる健康相談というところ、イベントとしては体操とか脳トレとかですね。一番やっぱり驚いたのが1,344人、延べの人数なんですけど、実際の利用者数が20というところでいくと、多くの方がここは憩いの場として健康増進というところと、いわゆる交流という部分でしっかりと活用されているんだということがよく分かりました。

それを踏まえて、課題という部分でいきますと、やっぱり施設の老朽化という部分と職員の確保というところ、この部分についてはしっかりと状況を踏まえながら、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますし、やはりでもこれだけの方たちが利用されているところを踏まえて、ぜひこの部分については、持続的に継続した対応をお願いしておきたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

○田中委員

1点だけお願いできたらと思います。予算書の105ページ、高齢者就労事業について

なのですが、先ほど御説明の中でも34人ということでお話がございましたけど、前年が38人だったかと思うので、人数が減少傾向にあると思われます。その中での状況をもう少し詳細の説明をいただくのと、後、人数が減ってきているという中で、見通しと今後どうするのかというところをお聞きできたらと思います。

○藤岡高齢者支援課長

人数の減少のところについては、今、委員のほうがおっしゃられたとおりで、やはり高齢者を対象にした事業ということで、もちろん門戸を閉ざしているわけではないんですが、なかなか新規の採用につながっていないというところ、それから繰り返しになりますが、高齢者ですので、体調不良であったりとか、80歳で定年というところで制度設計をしておりますので、80歳を迎えて退職をされる方というのが、令和5年度中にもいらっしゃいました。そうしたところを受けて、可能な範囲でというところではあります。環境美化に努めていただいているところでございます。

現場数もこの間に縮小してきており、繰り返しになりますが、可能な範囲で対応していただいているというところでございます。

制度を継続していく中で、やはりこのまま人数の減少傾向が続くようであれば、再度現場数の変更というのも検討はしていく必要は当然出てこようかと思いますが、現状ちょっと今、具体的なものは持ち合わせておりません。

高齢者が対象者ということで、ちょっと不確定な部分、不透明な部分ありますので、今後も従事者とともに話し合いながら、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

事業として継続していくには、定年80歳で辞められた方もいらっしゃるということなので、新しく若い方を入れるしかないのかなというところがございます。減ってくれば、それなりの対応をしていかないといけないんだという声があったんですけど、高齢をどこまで捉えるかにもよるんですが、ただ他の高齢者に対しての仕事なんだというのであれば、それこそシルバー人材センターとかそういったものもあるんですけど、いわゆるやっぱり福祉的要素が入っているものだと思います。

その中で福祉保健部が予算を持っていらっしゃるの、福祉の視点、そしてこの事業を継続していくんだという思いであれば、今までも御提案させていただいたんですけど、例えば生活保護の方たちの自立支援とか、ひきこもりの方たちが社会に出てくるきっかけづくりとか、B型就労とかA型就労とかにも連携して福祉全体で考えて、その人数を補完しながら様々な福祉的な目的を持って、事業が続けていけるのかなと思いますので、これは高齢者だけではないので、福祉保健部全体で一度考えていただけたらと思いますので、そのことをよろしく願いしておきます。

○河村委員

それでは、今お話があったので、主要施策の成果の70ページ。生きがい対策事業のと

ところで、牛島のデイサービスなんですけど、293日で実質的に20人、今、島民の数が何ぼやった、27人ぐらいじゃったと思うんですが、ほとんどの人が高齢者で、要はお互いがお互いを見ている。今、お風呂をやっているのかな、お風呂はやっていないんですかね。普段ほかに行くところないから、公民館行くんか、デイサービスに行くんかというところで一日過ごしておられるんでね。例えば、そこで働いている人とそうでない人の差がどうなんかなど。

全体で今、予算363万円の予算なんですよ。363万円上げたら、もっと喜んで過ごしてもらえるかも分からん。そろそろ、その在り方についての御検討が必要なんじゃないかなど。要は、雇われている人に対するひがみとかね、そんなものはないと思いますけど。だけど、それは島の中のことやからどういうふうになるか分かりませんのでね、その辺り一回、どういうふうにお考えなのかちゅうのはちょっとだけ聞いてもいいですか。

○藤岡高齢者支援課長

先ほど小林委員のほうの御質問に答える際にも、現状の課題というところでも御説明もしましたし、今、重ねて河村委員のほうからもありましたように、島民がほぼ高齢者で全員が、言ってみれば対象者のような形になっている施設でございます。当然、集いの場としての機能というのは間違いなく発揮をしている施設でありますし、相互の見守りがされるような状況にもなっていますので、私どもとしてはぜひこの施設の機能はできる限り維持はしていきたいと考えております。

そうは言いながら、管理をしていただいている方の高齢化も同時に進んでいくため、そういったものが課題となるというところで、近い将来、そういったことが持続が難しくなる可能性をはらんでいるというところは認識した上で、毎年度、今後どうしていくかということ、令和5年度中についても常に念頭において事業実施に取り組んできたところでございます。

決算の審査でありますので、今後のことについてというところはあまり行き過ぎてもいけないのかもしれませんが、令和5年度中についてもそういった視点は持ち合わせて検討しております。今ちょっと具体的にこのようにというものは現状は持ち合わせておりませんが、まずはこのサービスが維持できるよう考えております。

以上でございます。

○河村委員

要援護老人という表現を使われたんですが、要は今、利用者が実人数20人とおっしゃったんですが、要支援とか介護とか現実的にはそういう方が何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○藤岡高齢者支援課長

すいません、今ちょっと要介護、要支援等々の度合いという数字は準備ができておりません。確かにそうですね、要援護老人という表現をさせていただいたのは、介護サービスのほうを視点にということで、ちょっとそういう表現を使わせていただいたところ

でございます。

以上でございます。

○河村委員

やっぱり全体的なものを整理していかないと、要は公平感。たくさんおるところは、そういった支援を必要な人もおるから施設があって、そこへ行かれるわけですが、じゃ、地域的に少ないところはそういうところの利用をすることで、やっぱりちょっと過剰なサービスになるということのないように整理をしていただいたらと思います。

それから、その下の高齢者就労事業についてのお話がありました。以前、源泉税の話があったんじゃないかと思うんですが、この34人の中で、要は課税対象者が何人か、そういう内訳をお持ちですか。

○藤岡高齢者支援課長

今の御質問は、現就労者の中から現在源泉徴収をされている方という御質問かと思いますが（「はい」と呼ぶ者あり）今、毎月の報償費の支給に当たりまして、源泉徴収をさせていただいている方は1名いらっしゃいます。

以上でございます。

○河村委員

源泉徴収をしちよる人という意味じゃなくて、要は課税対象者。要は、この高齢者就労事業で得た所得を入れても課税されているのかどうか。

もう少し言えばね、年金をもらっていない人のほうが少ないと思うんですが、まだこの対象者の中で年金をもらっていない人も、そういう分析がもしあれば教えてください。

○藤岡高齢者支援課長

すいません、各従事者の採用に際しては収入要件というのを設けておりますので、その時点の収入というのは調査の同意をいただいてやっておりますけども、現状の収入状況、課税の状況というところでは承知をしております。

以上でございます。

○河村委員

ちょっと表現の方法が見つかりませんが、例えば就労をしていただく中でね、じゃ、最低賃金に入っているのかあるいは雇用関係にどういう形であるのか。要は、特別扱いというのはもうないんですね、特殊な扱いというケースじゃない。昔の失業対策のようなケースじゃないんですから。そうすると、高齢者就労事業であろうと、要は年間の収入の合算を含めてね、何かきちっとしたものが必要なんだと思うんです。そういった例えば雇用主が市長であるならば、じゃ、最低賃金にどういうふうにこれが関わって今支払いをされているのか、その辺りはどうですか。

○藤岡高齢者支援課長

市といたしましては、この高就労に関しましては、従事者について、市と従事者との関係については、雇用関係にはないという認識で事業を進めております。従いまして、最低賃金という今ワードも出てまいりましたが、そこについては、比較等々は行っていないというのが現状でございます。

○河村委員

雇用関係がないのに源泉徴収するの。

○藤岡高齢者支援課長

今回の源泉徴収につきましては、税務署のほうからの指摘で是正がされたというところでございますが、所得税法上の取扱いが、給与所得とみなされたというのみで、あくまで民法上では、先ほど言いました雇用関係、雇用契約については使用従属性が低いという判断をしております。ですから、必ずしもそういったものは必要ではないというふうに考えております。

以上です。

○河村委員

そんなら、今の管理委託で26万円払うちよるわけね。高齢者就労事業管理委託料ということで26万円支払いしているんで、そちらのほうで事務を皆やるのが普通でしょう。しかも給料と思われる部分まで例えば市が振り分けて、お支払いをしているということであれば、当然そこへ矛盾が出てくるんで、そのあたりを整理をせんにゃいけないのですよ、もう。さっき、ひきこもりとかね、いろんな意見はもう大賛成なんで、そういった人に振り分けていくような制度設計を、要は市としてやらなければいけないものやっていこうという形にしていかないと、いつまでも昔の遺産を残しておくということにはないと思いますし、せっかく今の税務署やら、今どこやったですかね、監督署から指定を受けたようなところはね、早めにもう整理をして、世間にあれはどうかと言われるようなことのないような体制づくりをぜひしていただけたらと思います。

これはページで、何か言葉のあれが、予算書の105ページの下段の介護人材確保ちゅうのは違うよね。（発言する者あり）あ、そう。介護人材確保対策事業17万4,911円の要は実績を教えてもらっていいですか。

○藤岡高齢者支援課長

まず、介護人材確保対策事業についてですが、実績ということでのお尋ねでございますが、中身といたしましては、介護助手さんという仕事、その業務の周知や普及の推進を目的に行った事業でございます。

実績といたしましては、そういった周知、それから介護事業所の御協力もいただくことで、介護助手さんの最終的には採用につながったというところでいくと、令和5年度の実績は1名採用につながったという報告を受けております。

なお、この事業につきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年で実施をしたものでございます。補足をさせていただきます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

主要施策の成果の69ページ、2番の老人施設福祉事業9,000万円の補助を出したと、こういうことなんですけど、この施設の要は経営判断といいますか、9,000万円の補助を出してもできるという見込みなんじゃないかな。トータルで何ぼだったですかね、5億円ぐらいの借入れじゃったと思うんですけど、経営的に返済について滞るようなことがないという判断をしたということですか。

○藤岡高齢者支援課長

当然、今お話がありましたように補助金の支出に際しては、そういったものも判断をして、当然、光市にとっても唯一の養護老人ホームというところの視点ももちろんございます。そういったところで運営が、経営がやっていけるというところで判断をした結果、支給をしたという認識でございます。

以上でございます。

○河村委員

その判断の基になった、例えば通常の入所だけで言えば、生活保護あるいはそういう類、新たに何か始めた事業みたいなもの、収益事業があるんですか。

○藤岡高齢者支援課長

法人側がやっている事業について、どういったものを行っているかというところですが、介護サービス等も実施をされているというふうなお話はお聞きをしております。措置入所以外にもそういった事業展開もされているというふうに伺っております。

以上でございます。

○河村委員

通常は生活保護等で言えば、ある程度収入の一定の見込みの立つ事業じゃないですか。あとほかにデイサービスがあっても、ほぼ金額が一定ですから、大きな借入れの返済にそれがうまくいくかなど、要らん心配じゃあるんですけどね。じゃあ、その見込みの根拠として何かほかの事業を考えておられるのか。今の施設をこう見るとね、空き地スペースといいますか車をたくさんお止めになっていて、遊休地もそんなに今活用されているようでもなくて、何を根拠なんかなど、要らん心配なんですけどね、何かお考えがあれば。

○藤岡高齢者支援課長

ちょっとその部分に、細かい見立てとといいますか根拠になるものというものは、正直持ち合わせておりません。

以上になります。

○河村委員

ぜひ、そういったところを含めて、いろんなお金、あくまでも税金を出すということについてのしっかりした根拠をお示しいただけるように対策をしてください。

それから、その下の鍼灸は違うかね。（「違います」と呼ぶ者あり）あ、違いますね。

70ページの一番下、災害時要援護者把握事業、民生委員さんに調査をしていただいておりますが、これはあれですか、特定の地域の中での作業ですから、1件幾らとか何かそういう調査単価になっているのでしょうか。

○藤岡高齢者支援課長

災害時要援護者の把握に係る調査委託料として計上をしております。単価については、お一人当たりを380円ということで設定し、委託料を算出しております。

以上でございます。

○河村委員

これは直接払いですか、それとも何か団体に払われるのか。

○藤岡高齢者支援課長

協議会のほうに全額一括でお支払いをさせていただいております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。

21ページのさっき説明をされた老人福祉施設入所者自己負担金。5施設で39人というふうに言われたんですが、収入未済が39万7,000円あるんですが、これの何か内訳めいたものが分かれば教えてください。

○藤岡高齢者支援課長

収入未済39万7,000円の内訳でございますが、件数とといいますか人数でいきますと、過去からの滞納繰越分で4件分の合計額ということでございます。最も古い方で言うと平成11年当時から一番新しいもので令和4年中のものまでの範囲にまたがったものでございます。もう2件は平成27年中の未納分が2件ございます。合計4件でございます。

以上でございます。

○河村委員

まさかとは思いますが、もうお亡くなりになっているとかね。どういうふうな最後、

清算をする気なんですか。これはあくまでも施設に対して市が払ってということなんですか。この最後の未収は一体どういう整理の仕方を。

○藤岡高齢者支援課長

現在残っておりますものは自己負担分ですので、当然市のほうに納入をしていただくものの未済でございます。したがって、施設のほうについての措置費については、当然市のほうからその時点でお支払いをしております。

今後の整理につきましては、分納をしていただく交渉もしつつで納付を頂いている方も中にいらっしゃいます、特に古い方についてなんですが。ただ、やはり納付が滞っている方もいらっしゃいます。そうした方については、最終的には不納欠損も視野に入れて整理をすることになるかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

平成11年と言ったら、もう何年、25年ぐらいなのかな。まだ払う意思があって分割納付であるとか、そういったことに応じてくれているんですか。

○藤岡高齢者支援課長

御推察のとおりで、当然25年経過しておりますが、分割納付を頂いております。参考までに平成11年の未納がある方について、令和5年度も合計で1万2,000円分納に応じいただき納入を頂いたところでございます。

また、平成27年の方の1件についても、同じく1万2千円ほど令和5年度中に納入を頂いた実績がございます。したがって、先ほど申し上げました不納欠損に向けての整理というところでは時効が止まりますので、応じていただける限りは引き続き交渉をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。大変とは思いますが、今、集金手数料のほうが高かったりするようなことも当然出てくるんで、その辺りのところは何か手段、手があれば御検討いただいたらと思います。

以上です。

○大田委員

先ほども言わせていただきました決算審査参考資料の7ページの介護特別会計繰出金4,833万7,000円では、見込みが少なかったというふうに答弁されたんですが、どのくらいの見込みで、どのくらい少なかったのか教えてください。

○藤岡高齢者支援課長

見込みについては、令和5年度予算要求時点についてになりますけれども、令和5年度の実績になりますので、令和5年度の予算要求時点、具体的には秋口になりますけれども、その時点の令和4年度の給付実績、それから、第8期の介護保険事業計画に基づく令和5年度の見込み量、そういったものを勘案して、不足が生じないように予算を計上したところでございます。

すいません、ちょっと今数字というのがパッと出なくて申し訳ないんですが、そういったものを推計しまして予算を組んだところなんですが、結果として、先ほど申し上げましたように、不用額の主な理由としては、介護サービスの給付費が見込みより少なかったためです。

では、介護サービスの給付費がなぜ少なかったかというところでのこちらの推察としては、一つは、計画上で見込んでおりました、後期高齢者等も増えてまいりますので、介護サービスの利用者というのは当然増えてくる、比例して増えてくると、その見立てが3,201人ということで計画上は見込んでおったものが、令和5年実績では、要支援者、要介護者、合計で3,094人と約107人ほど減少をしております。そうしたことが要因となって、結果的に見込みを下回ったものというふうに分析をしております。

以上でございます。

○大田委員

そやから初めの3,200何人か3,090何人か、それだけ減ったと。単価を教えてください言っても、それはいろいろあるから単価は分からないです。それだけの減ったから4,833万7,000円ほど少なくなったと、不用額が出たということでございますね。

それと、主要施策の成果の57ページに、ふれあい・いきいきサロン実施回数で2,388と、こういうふうに記載されているんですが、これは増減というのはどねえなっているんですか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○大田委員

そしたら、決算書の105ページの中ほど下に、高齢者就労事業の中の緑化事業というのが1,866万6,000円掲載されておりますが、これは実際どういうふうな事業なんでしょうか。

○藤岡高齢者支援課長

これはですね、ちょっとすいません、表示が分かりにくかったかもしれませんが、先ほど来から御質問にもありました高就労の従事者、この方たちに払われる報償費の総額でございます。ですから、報償費ですね。緑化事業ということで表示が分かりにくかったかもしれませんが、就労していただいた方に対価として払われる報償費の総額でございます。

○大田委員

報償費で34人分ということで。

○藤岡高齢者支援課長

途中で退職された方もいらっしゃいますが、就労していただいた方の積み上げたものが決算額として上がっているものでございます。

○大田委員

そうしたら、もっと分かりやすく書いてくださいね。

それから、4段下の地域福祉施設整備事業の地域介護福祉空間整備等施設整備補助金1,227万6,000円で、これは2施設の発電機とブロック塀というふうに国からの補助が2分の1ずつ出ちよる事業というふうに言われておられましたが、これは発電機とブロック塀で1,227万円と、これは100%ですか、それとも何分の1とか、そういうような割合なんかも教えてほしいんですが。

○藤岡高齢者支援課長

それぞれ割合が違いまして、非常用自家発電設備については、国庫10分の10、全額補助。ブロック塀に関しては、2分の1を補助頂いております。

○大田委員

発電機は10分の10の国家支出金で、ブロック塀は10分の1、ん。

○藤岡高齢者支援課長

2分の1でございます。

○大田委員

あ、2分の1。ブロック塀にしては、2分の1の要するに工事費を国と市が払うということになる。大体何ぼぐらい、どのぐらいの平米ぐらいになるんですか、平米をやったということですか。

○藤岡高齢者支援課長

ちょっと距離とか今そういったものは持ち合わせておりません、申し訳ありません。基準としては、補強コンクリートブロックづくり2.2m以下という基準がございまして、1.3mのものを設置したというところはお聞きしておりますが、ちょっと今の面積といいますか、施工全体の部分というのはすいません、今ちょっと持ち合わせておりません。

○大田委員

ピッチが1.3mですね。

○藤岡高齢者支援課長

すいません、私も専門的なところ分かりませんが、ブロックの高さは1.3mと聞いております。

以上です。

○大田委員

いや、なぜかと言うと、えらい高額な金額が出ているから、発電機にしてもそれだけ高額では、どのくらいの規模の発電するかも分からないんですが、その辺もう当然把握されていると思うからお聞きさせていただいたんですが。

○藤岡高齢者支援課長

申し訳ありません、ちょっと今細かいそういった仕様等は持ち合わせておりません、大変申し訳ありません。

○大田委員

ほんなら、一旦、いいです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○藤岡高齢者支援課長

すみません、午前中、先ほどの大田委員からの御質問に、ちょっと手持ちがございませんで、不足していた答弁のところについて補足といいますか、追加で答弁をさせていただきます。

介護事業所の整備に係る補助金のところについて、施工面積等の御質問を大田委員からいただきまして、ちょっと持ち帰りまして資料を確認しました。自家発電のほうにつきましては、補助のその対象となる施設の延べ床面積が1,346m²でございます。また、ブロック塀のほうにつきましては、これは施工の延長距離を確認してまいりましたら、29mの延長距離施工ということでございます。

あと、追加でございしますが、補助金額につきましては、自家発電のほうにつきましては1,133万6,000円。こちらは先ほど申し上げましたように、国庫10分の10の補助が出ております。ブロック塀に関しましては、歳出は94万円ということで支出をしております。国が2分の1補助で62万7,000円、市は4分の1持ち出しで31万3,000円、合計94万円の支出。事業費総額につきましては、補助対象の事業費総額になりますが、自家発電の方は先ほど申し上げました10分の10ですので1,133万6,000円。ブロック塀のほうにつきましては、補助対象の事業費総額が125万5,228円と確認いたしました。

以上でございます。

○大田委員

ブロック塀は122万5,000円かかって94万円分の補助ということじゃったですかね。

○藤岡高齢者支援課長

歳出予算総額94万円で、国が2分の1補助が出ますので、市の持ち出しは4分の1になりますが、国の補助が62万7,000円出ております。そこに市が4分の1負担31万3,000円を市の持ち出しがございまして、支出総額は、歳出予算の総額は94万円ということでございます。

○大田委員

ということは、その施設はゼロ%ということですか、支出は。

○藤岡高齢者支援課長

いえ、補助対象の事業費で申し上げると125万5,000円ですので、そこから94万円補助額を引いたものが支出の持ち出しということになります。

以上でございます。

○大田委員

となると、事業者は7%程度の支出で済んだということで今、お聞きした。そのぐらいで補助になるかという思いがあるんですが、そのところ、普通は2分の1とか4分の1とかですが。

○藤岡高齢者支援課長

繰返しになりますが、国が2分の1補助でございます。市の持ち出し4分の1ですので、事業者の負担分は4分の1です。25%が事業者の負担で、平たく言えば市と同じ、市の持ち出し分と同額程度を事業者が負担をしているという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

いや、そういうふうに施工者じゃない、施主が4分の1の持ち出しだったら、ほかの事業にしてもそういうようなことをしてもらいたいと思うわけですね。大抵は2分の1か上限が決まっているんですよ、補助額が。ここだけ、こういうのだけが要するに4分の1で済むとか言うんだったら、大体ある程度、統一ができていないかと思っておったんですが、そうじゃないわけですね。物件、物件とか事業所によって違うわけですね。

○藤岡高齢者支援課長

国の補助メニューで対応するもので、それぞれ補助負担、その負担割合が違うというところで、それに沿って実施をしたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

発電機は1,346m²だから、それで100%の1,133万6,000円の国の補助だからそれでやったと。それは、申請は市がやるんですか、それともその団体がやるんですか。

○藤岡高齢者支援課長

申請はというか、国のほうからそうした補助の実施に際して通知がありまして、そこを受けまして、市のほうから事業所のほうに意向確認をし、申請については市は介しませんが、事業者のほうから申請をしていただく提出書類を整えていただくというような作業をしております。

以上でございます。

○大田委員

それならば国から達しがあつて、市のほうからその事業所にこういう補助金があるがというのでやるということですね。分かりました。すごい優遇されているなと思うんですが、次に、ふれあい・いきいきサロンについては、ちょっとお答え願えませんでしょうか。

○藤岡高齢者支援課長

すみません、先ほどの質問の続きというところかと思うんですが、ふれあい・いきいきサロンの、さっきの主要施策の57ページでしたか、サロンの実施回数が社会福祉協議会の補助金の対象となる主な事業ということで表に一覧で上がっております。ふれあい・いきいきサロンに関連する予算執行は、高齢者支援課のほうで実施をさせていただいておりますので、所管課は私どもになるんですが、実際に、その予算の執行自体が介護特別会計のほうになるので、質問内容がどこの部分なのかというところで、回数については2,388回という社協側の多分実績報告をここに掲載しておると思うんですが、先ほど帰りまして確認をしたら、うちのほうに出ている報告回数とは一致しました。

以上でございます。

○大田委員

いや、その増減というのは、高齢者福祉課のほうじゃあなく、介護のほうで答えるということですか。

○藤岡高齢者支援課長

増減の傾向だけで言えば、すぐお答えはできるんですけども、言ってしまうと回数は、ちょうどコロナの影響をまさに受けていた令和4年度、令和5年度がその辺りが少なくなってきましたので、回数については増加傾向でございます。

以上でございます。

○大田委員

大和憩いの家が閉鎖されてから大分いきいきサロンも少なくなったと思うんですが、その傾向というのは取っておられますか。

○藤岡高齢者支援課長

繰返しになりますが、サロンの実施主体は社会福祉協議会さんにはなりますけれども、こちらでも支援をしておりますので、回数については報告等を受けております。登録サロン数は特段変更はないように聞いております。ただ、先ほどその実施回数ですとか、コロナの影響で休止をしていたそういったサロンが活動再開されたりと、活動が5年度中は活発になったような傾向だと、社協さんのほうからは伺っております。

以上でございます。

○大田委員

それは分かりました。そやけ大和老人憩いの家でいきいきサロンが開催されておったのですが、そこの施設が解体によって、そこでできなくなったと。だから、よそに行つてやるということになって大分減ったと思うんですが、その傾向は把握しておられますか。

○藤岡高齢者支援課長

先ほど申し上げましたように、登録サロン数の増減というのは特段聞いておりませんので、少なくとも令和5年度中はもう廃止をしたとかというような形では報告は上がってきておりません。

以上でございます。

説 明：温品こども政策課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは何点か御質問のほうをさせていただきます。

まず、主要施策の成果の78ページ、子育て支援の「わ」事業についてお聞きをいたします。

本事業においては、未就園児の保護者の子育てに関する負担の軽減や不安の解消を目指すために、地域の子育て支援の核として位置づける保育者・幼稚園の園庭を開放し、参加者同士の行為を図るとともに育児相談を行ったという報告がございます。

その中で表を見てみますと、公立園・私立園ともに園開放・園庭開放の回数が増えていますが、その要因という部分をお示してください。

○温品こども政策課長

「わ」事業の増加の要因でございますが、令和5年度から新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、各園の園開放や園庭開放がコロナ禍以前のほぼ同様の状

態に戻って開催しましたことが大きな原因の一つと考えております。

以上でございます。

○小林委員

実際にこの園庭とか開放に出た人の話を聞くと、非常に幼稚園とかその保育園の雰囲気分かって非常によかったという声もありますので、ぜひこの回数というところは、今の状況を維持するということでもさらに増やしてほしいというふうに私は思っております。

その中ですみません、もう少しだけこの事業についてお聞きをしたいのですが、参加者同士の交流を図るといようなコメントもございましたが、具体的な取組と、実際に参加した人の感想、この部分についてお示しをください。

○温品こども政策課長

市内全ての幼稚園、保育園で月に一、二回開放しておりまして、未就園児や保護者が交流するために折り紙であったり、絵本の読み聞かせ、保育士との意見交換などを取組として行っております。参加者からは入園についての質問にお答えしてもらい助かった、保護者同士のコミュニケーションの場になったなどの意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況をよく理解できました。

あと、実際のその説明の中で、育児相談を行ったというコメントもございますが、実際のその相談の件数という部分と内容について、併せてお示しをください。

○温品こども政策課長

主要施策掲載のとおり、公立園におきましては37件の相談を受けておりまして、最も多い相談は保育所の入所に関するもの、次いでしつけ方法や体の発育に関するものでございます。

以上でございます。

○小林委員

よく理解ができました。実際に私も保護者の方のコメントの中では、やっぱりその保育園の中でどうやったらそこに入れるのかということに対して、すごく丁寧な説明があったというところで、すごく皆さんポジティブに取られておられました。

では、次の質問に入らせていただきますが、こちらの主要施策の成果の88ページですね。病児保育事業について少しお聞きをします。

令和5年度の登録者数がゼロとなった要因、これについてまずお示しをください。

○温品こども政策課長

登録者でございますが、これは、これまで市民の方が市内の病児保育施設を使う場合に、利用料を決める必要がございました。基本的には2,000円で市民税非課税世帯の場合は1,000円減額など、その額を確定する必要がありましたので、事前に登録をしていただくという手続を取っておりました。令和5年度は市内の病児保育施設が、事業終了ということになりましたので登録はなかったものです。

ただ、市民の方が市外の保育施設を使うときは、直接施設に申し込まれて利用をするという形になっております。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。市外を使う場合には、実際に直接できるというところで、そこについて実際に利用がなかったというわけではないと思ったので、よく理解ができました。

それと、この令和5年度の支出額として310万5,000円が計上されていて、他市町へのいわゆる病児保育施設利用負担金がこれに含まれているということですが、どのような施設に仕上がったのかという部分と、令和4年度よりその費用負担が増加をしていますが、その理由についてお示しをください。

○温品こども政策課長

令和5年度に市民が市外を利用した市でございますが、周南市、下松市、平生町、岩国市を利用しております。それで、令和5年度で、周南市で申し上げますと、周南市の2施設を延べ342人が利用しており204万9,762円で、前年度比で28万513円の増となっております。次いで下松市でございますが、下松市の1施設を延べ112人が利用しております。64万4,384円で、前年度比で9,306円の減となっております。

その他、平生町とか岩国も基本的には支出額が増えておりますが、その理由につきましては、先ほどの園庭開放と同じでございますが、5月からの新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、実施しているのが基本的に医療機関でございますので、そういう規制とかセキュリティとかが緩和されて、病児保育事業の利用制限も緩和され、数が増えているというところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況がよく理解ができました。やはり、周南とか下松においても、ある一定の実際の市民の方が利用されているというところを踏まえて一定の負担があるということもよく理解ができました。

では、もう1つすみません、質問がございまして、これも、主要施策の成果の90ページ、ファミリーサポートセンター管理運営事業についてお聞きをします。

この令和5年度の依頼会員という部分においては、前年度から27人増の313人でございますが、増加した要因という部分と、協力会員、依頼会員、両方会員がありますけれ

ど、このそれぞれの年齢構成というところを少しお示しください。

○温品こども政策課長

まず、前年度比で依頼会員の増加の要因でございます。こちらが考えるところといたしましては、交通手段の確保の高まりやイベント参加者へのこちらからの声かけ、そういったものが増加につながっているのではないかと考えているところでございます。

それから、令和5年度の協力会員、依頼会員、両方会員の年齢構成でございますけれども、令和5年度で協力会員108人のうち、最も多い世代は50代が54人、次いで40代が27人となっております。次いで、依頼するほうの依頼会員303人のうち、最も多い世代が30代148人、次いで40代119人となっております。

それから、依頼と協力の両方を兼ねます協力会員30人でございますが、一番多い世代は40代で18人、次いで30代7人となっているところでございます。

○小林委員

今のところで、実際に依頼会員が増加した要因というところでいくと、やっぱりその実際のこの行政による声かけという部分や、交通手段の高まりというところでよく理解できました。それぞれの会員の構成という部分もよく理解ができました。

もう少しこの話を続けていきますと、例えば令和5年度の活動実績においては509件であって、そのうちその他が204件上げられているんですけど、このその他の具体的な活動内容、これについてまずお示しをください。

○温品こども政策課長

主要施策に掲載しておりますその他の204件でございますが、具体的には、主なものとして子供の習い事の送迎が138件、それから保護者の短時間、臨時的な就労の場合の一時的な預かり18件、それから買物、外出等の際の一時的な預かり17件、こういったものが主なものでございます。

以上でございます。

○小林委員

その他のその活動内容というところで理解ができました。

それと、この制度に関わるところでございまして、例えば光市の場合、ファミリーサポート、この事業という部分は、対象児童を3か月から小6までというふうに認識をしていますが、県内に中学生までを対象としている自治体、こういうものがあるのか、まずお示しをください。

○温品こども政策課長

県内の対象児童の状況でございますが、本市を除く12市のうち、4市が中学生を対象にしており、そのうち2市は18歳までを対象にしております。

以上でございます。

○小林委員

よく状況が、各自治体のその取組状況のところがよく理解ができました。

あと、この主要政策の成果を見ていきますと、協力会員の新規会員の獲得というところが少し難しいというか、なかなか進んでないふうに感じられますけど、先日の広報紙の特集とかを始めて、今年度の取組という部分は、こういった課題を踏まえた対応というふうな理解でいいのか、これについてまずお示しをください。

○温品こども政策課長

今、委員から御指摘いただきましたように、現在、協力会員の確保は大きな課題となっております。

また、今後、中学校の部活動の地域移行など、本市において中学校世代の送迎ニーズが高まっていくことも承知しておりますことから、対象年齢の拡大を検討する必要があると考えておまして、現在、こういった会員確保の取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

まあ今年度、その実際に依頼会員が少し増えてきたというところで、やはり協力会員のところも少し人を増やしていくという取組については、私のほうも理解をしております。

その上で、部活動の地域移行を行っていく上では、やはりいわゆる練習会場への送迎というものが非常に苦勞されている方も、今の時点で発生しているということも私も聞いておりますので、ぜひ実際の状況を踏まえながら検討のほうを、対象年齢の検討というところも少し考えていただけたらというふうに思います。

私からは、以上です。

○田中委員

主要施策の成果の87ページから、保育特別支援事業で一覧で表示をしていただいているのですが、昨年度と比較してみたら、障害児保育が人数が増えているのと、一時預かりが減っているのと、ホリデー保育が増えているという状況があるので、その状況について詳細をお示しいただけたらと思います。

○温品こども政策課長

それでは、まず延長保育、表の上から申し上げますと、延長保育の状況ですが、令和5年度が利用人数が62人で……

○田中委員

すみません、今、延長保育から言われてた、障害児保育と一時預かりとホリデー保育

の3件で。3つでお願いします。

○温品こども政策課長

失礼いたしました。

まず障害児保育からでございます。障害児保育は、昨年度39人に比べて48人ということで増加傾向になっております。この48人というのは、全園で障害児を預かっている数という理解をいただけたらと思います。この障害児が増えている分析でございますけれども、直接的な要因は不明でございますが、障害傾向にかかる検査の低年齢化とか、障害児に対する理解が進んでいるといったところが考えられるのかなと思っております。

それから一時預かりでございます。一時預かりにつきましては、令和4年度に比べて一般型が865人から652人と減少、幼稚園型も224人から172人と減少しております。この要因につきましては、まず保育士が通常保育と加えて、一時預かりに対応できるだけの十分な保育体制がまだ取り切れてないというところと、一時預かりというのは未就園児が対象でございますので、決まった人が定期的に使われる傾向が強いものですので、令和4年度に頻繁的に使われていた方が、令和5年度に使われなくなったと、そういった点もございます。

続いて、ホリデー保育でございます。ホリデー保育は、日曜日と祝日に市内の幼稚園や保育園に通っている児童が使える制度でございます。市内に浅江南保育園で対応しております。そうした中で、令和5年度はホリデー保育45人、実人数6人、延べ45人を年間20日で対応いたしております。それで、分析といたしましては、基本的に預かる理由は就労であったということでございます。

以上でございます。

○田中委員

お聞きしながら、分析が合うかどうか分からないですけど、障害児保育のほうはニーズが増えたからということでお聞きして、一時預かりの方が定期的に使われている人が減ったからという理由も言われたんですけど、体制的に受け入れられないというようなこともちょっと触れられたと思うんですけど、いわゆるニーズはあるんだけど、体制で受けられない状況が起きているという理解でいいんですか。どの程度かは分からないですけど。

○温品こども政策課長

全く受け入れていないということはありませんけど、保育園については、障害児が増えているという傾向もありまして、当然そこに加配という、1対1のような手厚い保育が今必要になっているという傾向がございますので、そういった通常保育により多くの保育士の保育が必要になっておりますので、未就園児を対象とした一時預かりというところに、なかなか今全員が受け入れているかといったら、決してそうでもないという状況でございます。

○田中委員

厳しい状況という。

あと、ホリデー保育の方が増えている中で、6人で年間20日ぐらいというお話があった。休みの日に20日といったら年間、月4回ぐらいとしても、5か月分ぐらい日曜日というか、休みの日に対応しているのかなという想像をするんですけど、そういう状況なのかということと、それを受け入れることですごい現場の負担って大きいと思うんですけど、そういうことになるんですか。

○温品こども政策課長

延べ日数20日というのは、連続とかではございませんけど、年間で20日ということで、委員が言われるように、市内の私立保育園で普段通ってて、いきなり公立の浅江南保育園で公立の保育士が保育をしますので、安全の保育という観点では対応する保育士にはすごいストレスというか負担はかかっているだろうと思います。

以上でございます。

○田中委員

ストレスの部分もあるんですけど、いわゆる休日出勤になるのではないかなという部分で、この南保育園に集中してということで、その南保育園のスタッフさんがしんどいんじゃないかなと想像して聞いたところなんですけど、働き方改革と言ったらちょっとあれですけど、ちゃんと代休も取れて対応しているという理解でいいですか。

○山野井こども政策課保育指導担当課長

ホリデー保育に関しましては、今の公立保育園の正職員とフルタイム職員、この職員で年間対応しています。休みにつきましては、代休や時間外等で対応しておりますが、先ほどから申し上げておりますように、職員が代休を取ることで、やはり日中の保育士のまた不足というのにもつながってはいるかとは思いますが。

以上です。

○田中委員

分かりました。今、お聞きして、やっぱり待機児童とかの部分だけじゃなくて、こういったところのサービスのところにも全部影響して、実際に厳しい状況があるんだということが分かりましたので、すみません、詳細ありがとうございました。

それと続いて、主要施策の89ページ、90ページの辺りになってくるんですけど、チャイベビの利用人数が5年度増えているので、そこについて、増加理由についてお聞かせいただけたらと思います。

○温品こども政策課長

チャイベビの人数の状況でございますが、委員が言われたように、前年に比べて約2,000人ぐらいの増となっております。この要因でございますけれども、これも新型コ

コロナウイルスの関係で、どちらかという利用者の方が、令和4年度とかコロナが増加しているときは、利用を慎重に控えられていたようなことがございます。令和5年度は5類移行に伴い、参加が2,000人ぐらい戻ってきたという状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

何か特別楽しいことを始めたとかそういうわけではなく、社会的にコロナの状況という理解でいいですかね。

○温品こども政策課長

令和5年、特別何かやったかと言われると、そういったものはございませんが、コロナ禍前の状態に戻ったということでございます。

○田中委員

それと、同じく90ページ、なかよし広場の参加者も増ということなんですが、これもコロナの緩んできた背景という理解でいいかどうか。

○温品こども政策課長

なかよし広場は、親子の触れ合いや利用者同士の交流を目的に、親子ヨガとか音楽遊びなどを、要予約制で月1回程度開催しております。この増の理由でございますけれども、これも新型コロナウイルスの影響で、ただ今申し上げたように、これは要予約制としておりましたので、その中でも人数の制限とか、その辺をしっかりと令和4年度は対応しておりましたが、令和5年度はその人数制限とかを緩和させて実施した結果、増になったというところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。

次に、主要施策の93ページ、児童館の運営費ということで、児童館の利用状況にも数が出ているんですが、これについては利用者数が減っている状況にあるんですけど、前年のときは増えていていい調子だということでお聞きしていたんですけども、利用減の理由というか状況についてお話をいただけたらと思います。

○温品こども政策課長

昨年度より大幅に人数が減っております。明確な減の理由はちょっと分かりませんが、ただコロナ禍が終わっていろんな遊びの場、憩いの場などいろんな場所が緩和されて選択肢が増えたことによって、令和4年度に児童館を使われていた方が分散したのではないかと、あと考えられるのは、毎年、年々保育ニーズが高まっております。3歳未満児の今入所が厳しいという状況のように、ゼロ歳から2歳までに保

育園に入っていくというような状況になっておりますので、保育ニーズが高まることによって、ゼロ歳から2歳までが今、平日メインターゲットでございますけれども、こういったところが減少しているといったところが考えられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。児童館についてはほかの施設と比較して、目的の部分も含めて、社会的な背景もあって減っているというような状況の御説明だったかと思えます。この辺の在り方については、保護性が示されている部分ではあるんですけど、施設の老朽化という部分もございまして、周辺の施設も含めて、今後スピード感を持って検討いただけたらと思えますので、そのことをお伝えして終わらせていただきます。

○河村委員

主要施策の成果の先ほどのファミリーサポートのところ、今の送迎というのが増えているという話があって、保険とか事故の状況、そういう報告例がありますか。

○温品こども政策課長

まず保険につきましては、このファミリーサポートセンター事業の中で、乗せる子供と運転する協力会員については、保険が適用されるよう保険が加入しております。

事故の状況でございますけど、令和5年度は1件、保険を活用した実績がございました。

以上でございます。

○河村委員

保険の中身、市の行事保険のようなものなのか、あるいは車を使った送迎なら車の保険等の適用ができるのかとか。

○温品こども政策課長

車については、協力会員さんが加入されている任意保険を適用していただきます。

保険の内容でございますけれども、協力会員については障害保険として死亡500万円と、依頼の車に乗せる子供についても障害保険、死亡の場合300万円とか、そういった内容になっております。

以上でございます。

○河村委員

恐らくこれから増えてくるとしたら、保険については、じゃあ加入状況というのは何かチェックする体制がある。

○温品こども政策課長

協力会員に登録していただく際には必ず会員証を発行しますので、こども政策課の窓口に来ていただくんですけれども、そこで任意保険の確認をしているところがございます。

以上でございます。

○河村委員

事務処理で間違わないようにしっかり対応してください。

あと保険の中身なんですけど、最近クリーンやっても結構事故が多いんですよ。そういう意味では対象になる事故とか事故でないとか、そういうケースもあるので、中身の確認と要は利用者の徹底をしっかりやっていただけたらと思います。

それから決算書の21ページか。児童福祉費のところ、先ほどの入所児童の保護者負担金のところがありましたけど、収入未済の63万4,600円と、不納欠損37万6,000円というのがあるんですけど、ちょっとこれの内訳を説明をお願いします。

○温品こども政策課長

まず収入未済でございます。現年度分が収入未済が1人7万2,000円ございました。過年度分が収入未済が56万2,000円でございます。

なお、現年度分の7万2,000円については、現時点で完済をしております。

それから不納欠損でございますけれども、不納欠損は過年度分の私立保育園入所者7人でございますが、そのうち2人が該当いたしまして、平成29年度の1か月分と平成30年度の9か月分、計10か月分で、1人の方が3万4,000円、もう1人の方が34万2,000円で、5年経過で不納欠損となっているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

要は過年度分の未収が56万2,000円、この中入っていると。その中身を分析と言いますか、相当古いものから入っているのか、あるいはきちっと5年なら5年というような時効の線を引いているのか、そのあたりちょっとお話しください。

○温品こども政策課長

過年度分、今7人と申しあげましたけど、7人のうち3人は未済額はありながらも、昨年度も今年度も、令和6年度も継続して、お金が納入していただいている状態です。

それから不納欠損になった、未済で言うと、後の4人ですけど、そのうち2人も今年度中に児童手当からの特別徴収により完納する予定です。（発言する者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○温品こども政策課長

収入未済のうち、もう1回、最初から申し上げます。

3人は今、継続して納入が進んでいる状態です。

それから残りの2人も、収入未済がある残りの2人も児童手当からの特別徴収で、今、納入がされている状態です。

今、納入が進んでないのが2人ございまして、1人は市外在住で現住所不明、なかなか行き当たりがない方が平成30年度分1万8,000円。それからこれも市内在住で現在住所が不明な方が平成30年度で3万8,000円。これが今、ちょっと入りが進んでいない状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

児童手当からというのは一応、本人同意をいただいてということでもいいんですね。

○温品こども政策課長

そのとおりでございます。

○河村委員

市外に出られた方というよりも、市内の方で平成30年度分の3万8,000円というのがあったんですが、これは全く連絡が取れない。あるいは市内におりゃ、幼保出たら学校に行くんで所在不明ということは絶対ないよね。

○温品こども政策課長

すみません。今、納入が進んでいないのが2名とも市外在住でございまして、今、連絡がつかない状態でございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。今、実際に未収金の回収予定がないのは市外に住んでいる2人だということ。

それから、不納欠損の7人と言うたですか、2人と5人に分けて、違うか。7人の収入未済のうち2人が不納欠損、今回ということなんですが、このお1人の34万2,000円という方は、もう転居して市外に出ておられるんですか。それとも市内在住なんですか。

○温品こども政策課長

先ほど収入未済で納入が進んでいない2名のうちの1名でございます。今、市外在住でございます。

○河村委員

一緒に落とそうとは思わなかったの、これ。

○温品こども政策課長

不納欠損は一応時効を持って落とす予定としております。
以上でございます。

○河村委員

分かりました。なかなか市外に出られると、こう難しい面もあろうかとは思いますが、そうは言っても公平公正という面からも、極力そういう事態には陥らないように、いろんな手を使って、要は未収にならないような方策を考えて対応していただけたらと思います。

ちなみに、未収金の督促状況を教えてもらっていいですか。

○温品こども政策課長

今、納入が進んでいない方については基本的に、私含めた令和5年度の職員が臨戸しております。それと、連絡が取れないのは当然、電話とか文書を送っても返って来たり、電話が通じないと。連絡が取れるところについては臨戸であったり文書の送付を行っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

じゃあ一応面談はしたと。
終わります。

○大田委員

参考資料の8ページの不用額で、児童保育費の負担金補助及び交付金で2,071万8,000円のこういう内訳がいろいろ書いてあるんですが、ちょっと説明してもらえませんか。

○温品こども政策課長

まず、副食費の軽減負担でございますが、これは当初の見込みに比べて実績が少なかったものでございます。

それから、一時預かりの964万円の残でございますけど、これは一時預かり事業というのは補助金の申請の際には利用の区分、利用見込みが100人だったら何円、200人だったら何円という利用見込み区分で補助金を申請して予算を積算することになっております。

一方で、実績は一時預かり事業に対応した専用の非常勤保育士の人件費を支払うというところとなっておりますので、そこで、不用額が発生するものでございます。ただそういった形で専用の保育士の人件費が主なものでございますので、3月補正の締切りの1月中旬までには、まだ年間の専用保育士の人件費が確定していなかったもので、3月補正で落とすことができなかったというものでございます。

それから延長保育も同様でございます。申請の際には利用者の利用区分によって予算を積み上げて申請いたしますが、実際には、実績は延長保育に従事した専用職員に対する人件費に当たるものでございまして、3月補正の段階ではまだその実績が見込めなかったということで残が発生しているものでございます。

それから障害児保育の209万円のところでございますが、これは先ほど御説明したとおり、見込みより障害児利用者の実績が多かったというものでございます。

それから一番右の副食費の物価高騰対策支援事業費107万9,000円でございますが、これも見込みに対しての実績でございます。

それから施設型給付費の535万円についても、これは幼稚園に対する給付でございますが、3月補正で増額対応しておりますけれども、それよりも実績が多かったというものでございます。

それから施設等利用費については、これは認可外保育施設に通う児童の利用料と幼稚園の預かり保育、いわゆる幼稚園での延長保育みたいなものでございますが、これを利用した利用者への給付でございますけど、利用見込みより実績が少なかったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

見込みが少なかったとか言っておられるんですが、一時預かりの人件費やら延長保育の人件費とかいうのは何ぼぐらい見込んで何ぼぐらい少なかった見込みとか、障害児保育なんかは足らなかつたらどれだけ多いのが多くなったとかいうのを、ちょっとそのところを教えてもらえませんか。

○温品こども政策課長

一時預かりの先ほど申し上げた予算のときの利用区分でございますけれども、一時預かりでは年間1園、私立保育所1園当たり年間300人未満、一番利用が少ない区分での単価が267万9,000円が1園当たりの単価でございます。

延長保育が1時間延長するパターンでの年間の単価が166万7,000円でございます。

それから障害児保育については、その単価は特別児童扶養手当の受給者と園による判断による単価が決められておりまして、手当の受給者に対しては月額9万円、それから園で判断して、これ障害の加配というか手厚い保育が必要と認定する児童に対する単価が4万5,000円ということになっております。

以上でございます。

○大田委員

一時預かりにしたって、延長保育費だって、人件費がかからなかったからこれだけ余ったような、不用額になったように言われたんですが、まあそれは300万円見られたとか言われたんですが、見込みが要するに人件費、見込みが要するに10人分見込んでいたのが1人分だったとかと思うんですが、そういう答弁はできないんですかね。

○温品こども政策課長

先ほど申したとおり、予算は国の制度でございまして、あくまで金額の申請は利用区分、年間何人の見込みの区分で申請をして交付決定をするという制度になっておりまして、最初から人件費相当分で予算を積み上げるということができない制度になっております。

以上でございます。

○大田委員

見込みが少なかったというのはどういうことですか。見込み減。

○温品こども政策課長

一時預かりについては、当然、一時預かりの人数が年間300人の区分で、予算を計上しておりましたけれども、実際には1園当たりそれほどの一時預かりの利用者がいなかったため、そこに充てる専用保育士の当然人件費も少なくなりますので、そこに差額が発生したということでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、要するに300人預かるんじゃないから30人、先生を、指導員、雇わんにゃあいけんが、30人しか来んじゃないから1人でえかったとかいう感じだろうと思うんですが、そのように答えてほしいと私は思っているわけですよ。ただ見込みが、要するに年間、国の補助制度で見込みがしちよるから、それによって見込み違いでしたちゅうたら、ちよっとどういうふうな計算をされているのかちゅうのがちよっと分からなかったから、分かりますかね、私の言う意味。

○温品こども政策課長

今、委員が言われた形でよろしいかと思いますが、基本的に申請の予算はもう一度申し上げますけど、国が定めている利用区分に応じて申請して、実際の実績は利用人数にかかる人件費になりますので、その差額分を払ったということでございます。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：和久こども家庭課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

主要施策の成果についての112ページをお願いします。

一番上のイのエジンバラ産後うつ質問票を用いた産後うつ支援ということで数字が出ているんですけど、これの結果の分析についてお聞かせいただけたらと思います。

○和久こども家庭課長

このエジンバラ産後うつ質問票は、お子さんが生まれた赤ちゃん訪問のときに保健師が聞き取りをして、この質問票を用いた質問から、うつ傾向があるというものを判断するもので、昨年度は10人の方がうつ傾向にあると、記載のとおりとなっております。

○田中委員

見てそうなんですけど、人数的に昨年度よりは増えているという状況があって、あと産前産後ケア事業のほうも光市として力を入れて取り組まれているのではないかなと思うんですけど、そのあたりでこのうつ傾向の産婦さんから、そういった事業につないだものがあるのかどうか、その連携の取組についてお聞かせいただけたらと思います。

○和久こども家庭課長

このうつ傾向のある産婦さんのうち、産後ケア事業を利用された方は2名いらっしゃいます。

以上です。

○田中委員

今2名いらっしゃるということで、残りの8名の方への支援というのはどのようにフォローされているのか、お聞かせください。

○和久こども家庭課長

残りの8名の方だけではなく、この全ての10名の方に対してですが、保健師が家庭訪問をして、この訪問回数や頻度はその方、ケースによって異なりますが、訪問した際に産婦さんの精神状態、育児の様子、赤ちゃんの発育について確認を行ったり相談に対応をしております。

以上です。

○田中委員

今、保健師さんのほうが訪問も含めてフォローもされているということであったんですが、他市の状況というかその産前産後ケアの中で、いわゆる訪問型の産前産後ケアをされている町もあるかなと思うんですけど、そのあたりで光市では行ってないと思うんですけど、それはないんですけど、こういった取組をされているか。今、保健師のほうが訪問しているということが近いのかなと思ったんですけど、そのあたりの取組についてお聞かせいただけたらと思うんですけど。

○和久こども家庭課長

今、言われたように、他市では助産師さんが家庭訪問されているというところも把握はしておりますが、産後ケア事業のデイサービス型を使う方もいらっしゃいますし、今、申しあげましたように保健師が家庭訪問をして支援というかケアに当たっております。

○田中委員

光市としては保健師がきめ細かく回って、このエジンバラ産後うつ質問票とかでも傾向が出た方とかは2つの産科病院があるというのも強みですし、そこで病院型の産前産後ケアにつなげつつ、また引き続き保健師がフォローアップをしてやっているというのが光市の特徴だという理解でよろしいですか。

○和久こども家庭課長

そのように理解していただいて結構です。

○田中委員

ありがとうございます。理解しました。

説 明：安池健康増進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第7号 令和5年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

先ほど235ページの収入未済不納欠損についてさらっとこう言われたんですが、令和3年度以前の96件、358万160円を不納欠損にしとってんですが、もう少しこの中身といいますか、内訳ちゅうのは出てこんもんですか。

○藤岡高齢者支援課長

不納欠損の内訳についてでございますが、光市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の56ページをお願いいたします。

この56ページの一番下に、介護保険料の不納欠損処分状況ということでお示しをさせていただいております。令和5年度のところを見ていただきますと、先ほど申しあげましたように総件数96件、金額にして358万160円ということで全体が表示をされております。その要因、内訳でございますが、右にお示しをしておりますように、生活困窮が件

数にして56件、金額が224万9,830円、所在不明が7件、金額が39万7,210円、死亡によるものが21件、56万1,440円、その他が12件の37万1,680円ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

この内訳の中で、例えば40歳から65歳までかな、普通ここへ上がってくるところのうちら5,000円とか6,000円とか月額あれしているわけですが、高齢者になってくると、今十四、五万円、年間ぐらいあるわけで、年金からほとんどが引き落としなんで、取りっぱぐれていっているのではないんだろうと思いますが、この不納欠損の内訳的に年代別、いつ生じたその不納欠損なのか、そういうふうな明細が取れます。

○藤岡高齢者支援課長

今回の358万円の不納欠損ですが、今の発生年度、保険料の発生年度というところで行きますと、平成27年度がお2人分で2万4,390円、平成28年度がお1人分1万3,820円、平成29年度がお1人分1万3,110円、平成30年度がお1人分5万2,710円、令和元年度がお5人分6万4,070円、令和2年度がお54人分43万3,940円、令和3年度がお86人分で297万8,120円という内訳でございます。

以上でございます。

○河村委員

年代別の、要は。

○藤岡高齢者支援課長

滞納者の年齢構成というところで行きますと、ちょっと今、手元に年齢という情報を（発言する者あり）まあ詳細は分かりませんが、先ほど委員のほうがおっしゃられていましたように、特別徴収に関しては基本収納率100%で推移しておりますので、なので滞納が発生するのは普通徴収に限定されますので、65歳以上の方が対象となると。

○松村福祉保健部長

今、課長のほうで申し上げましたように、特別徴収のほうは年金からの天引きになりますので100%の収納率になります。普通徴収のほうは収入未済になることになるんですけども、普通徴収になるのが65歳に到達された年度が普通徴収になります。それと年金額が少なくて天引きができない方になりますけれども、こういった状況を踏まえまして、主に収入未済となられる方の多くは65歳に到達されたばかりの方が大半であろうというふうに推測いたしております。

以上でございます。

○河村委員

要は収納体制の中で、年代別とか中身の精査というのは行われているんですか。でき

ない。

○藤岡高齢者支援課長

申し訳ありません、今日、手持ちに準備はしておりませんが、当然、年齢というのは抽出はできますので、帰って確認はさせていただこうと思います。今、繰返しになりますが、ちょっと手元にはございませんが抽出は可能というふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

ほかの部署と比較して、金額もでかい、その割に何かさらっと行きそうなところがあって、もうちょっと中身がこうだという、いやもう時効が来たからこれはもうというやり方じゃないと思うんです。もう少し丁寧なものと、それから当然と思いますが、面談をしてないということはありませんよね。

○藤岡高齢者支援課長

今、不納欠損に至るまでのプロセスといいますか、徴収のところになろうかと思いますが、先ほど部長のほうで申し上げたように、例えば現年65歳になってからで普通徴収開始をして未納になったというところであれば、各納期限の翌月にまず督促状を発送し、催告書等は年末に発送をしという対応をしますけれども、滞納が継続した場合には臨戸訪問については、まず収納対策課のほうに協力を依頼しまして、毎月10件程度訪問をいただくという対応をしております。

また、高齢者支援課では毎年2月に一斉徴収ということで、2人1組で関連の対象者を平日夜間に訪問し、納付のお願いに回らせていただいたりということを行っております。

以上でございます。

○河村委員

収納対策課とリンクするのはええんですが、要はその対象者、介護保険の対象者で未納の方の面談はされているという理解でいいですか。要は行けばどういう状況かというのは分かるわけじゃないですか。通常なら福祉ですから生活保護等を含めて、ある程度、相手の事情も分かっていると思われまので、そのあたりの対応ができていますかどうか。

○藤岡高齢者支援課長

繰返しとなりますが、先ほどちょっと最初に要因等についての内訳もお示しをしましたが、生活困窮なんかっていうのはやっぱり聞き取りからそういったものを把握をしたというところがございます。

以上でございます。

○大田委員

251ページのときに、地域包括支援センターのことについてちょっといろいろ言われたんですが、もう1回ちょっと教えてほしいんですが、西部のほうが委託とか何とか言われたんですが、ちょっと教えてほしいんですが、もう一遍。

○小熊地域包括支援担当課長

先ほどの地域包括支援センター運營業務委託料につきましては、東部圏域に設置したセンターの運営に係る経費を計上しております2,097万4,000円になっております。前年度比につきましては2,824万6,000円の減額になっている理由につきましては、令和5年3月31日をもって西部地域包括支援センターの委託契約を解除したことの影響によるものということでございます。

以上です。

○大田委員

それで委託がなくなって二千八百何万何がしが減額になって、西部憩いの家に移ってやっておられるんですが、その金額ちゅうのはどこに出てくるわけなんですかね、二千八百何万何がしが減額になっただけで済むんですかね。

○小熊地域包括支援担当課長

委託センターであったときは人員配置と運営体制が異なりますので、ちょっと単純に言えない部分がございますが、西部包括支援センター運営に係る決算で上がるところといたしましては、決算資料の主なものとしましては250、251ページの先ほどの地域包括支援センター運營業務のところに上がっておりますところの部分の3行目、食料費及び7行目の地域包括支援センター運營業務委託料、8行目の地域包括ケアシステム保守委託料除く費用に加えまして、センターの基本業務である介護予防ケアマネジメント業務費、それから総合相談事業費、権利擁護事業費、包括的継続的ケアマネジメント業務費にそれぞれ会計年度任用職員の給与等を上げておりますので、そちらの費用が当たるものでございます。

以上です。

○松村福祉保健部長

西部地域の業務につきましては、基幹型の地域包括支援センターが一括して対応しておりますけれども、そこに配置する職員の人件費が主なものになってこようかと思っておりますけれども、それにつきましては今申し上げましたように、247ページの介護予防ケアマネジメント事業の中の会計年度任用職員であったり、その次のページの総合相談事業の人件費、その下の権利擁護事業費の中の人件費、また、次のページの包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の人件費などが当たるものでございます。

○大田委員

直営になったからそういうふうに複雑になってきてから、我々ちょっと把握できにく

いということなんですね。あれは2人のプラス3人体制だったですかね。

○小熊地域包括支援担当課長

西部地域包括支援センター、憩いの家に配置している職員の人数としましては3名でございます。ただ基幹型センターのほうでも西部地域の業務につきましては補完して業務を行ってきたところでございます。

以上です。

○大田委員

これは、今後は委託にする考えはあるんですか、ないんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○松村福祉保健部長

西部地域の地域包括支援センターにつきまして、今年度、改めて来年度以降の体制について委託を募集したところですが、応募事業所がなかったというような状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

ということはまた要するに人件費を上げるから西部地域包括支援センターは複雑にどういうふうな動きになるかというのが想像できにくいということになるんですが、ずっと委託事業でやるつもりでおられたんだから、今後も募集しても駄目だということのだから、粘り強く委託業者を探してからやってもらいたいと思いますからよろしくをお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

2 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和5年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：佐々木経済部次長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは何点か質問をさせていただきます。

まず1点目としましては、主要施策の161ページ、中小企業支援対策事業についてお聞きをいたします。中小企業の振興と安定を図ることを目的として、光商工会議所・大和商工会を通じて、異業種交流事業、そして資質向上支援事業、総合支援事業に取り組まれておられますが、具体的な取組という部分をまずお示しをください。

○佐々木経済部次長

光商工会議所・大和商工会を通じた、異業種交流事業、資質向上支援事業、総合支援事業の具体的な内容についてでございますが、光商工会議所と大和商工会では、それぞれ主体性をもって中小企業支援の様々な取組を行っているところでございます。そのうち主なものを一部御紹介いたしますと、異業種交流事業は、他の企業などとの交流の場を促進し、新たなビジネスチャンスにつなげようとするもので、光商工会議所では、令和5年5月30日、聖光高校において、雇用の日事業の協賛事業として、企業人と高校生との意見交流会を開催し、工業部会の11社の代表が参加し、事業所紹介や求める人材等について意見交換を行っております。このほか、若手後継者育成セミナーや、青年や女性会員の団体の会議や研修会等への参加を支援されたほか、大和商工会との共催により、新年互例会を行うなど、関係者間の交流促進に努められております。

資質向上支援事業については、中小企業の経営業務の資質向上を目指すもので、主な内容としては、光商工会議所において、企業の問題解決に向けた経営、税務等の専門家の派遣が8件、日商簿記検定対策講座の受講者が15人となっております。また、税理士による税の無料相談会に60事業所が参加されたほか、経営、労務等の知識習得やスキルアップを図るオンラインセミナーには、延べ視聴数が249回であったということでございます。大和商工会においては、インボイス制度に関するセミナーを2回開催し、延べ28事業者の参加があったほか、税申告などに関して延べ13回にわたる個別相談会を実施したとの報告を受けております。

総合支援事業の主な内容としては、光商工会議所では、7月と1月に市内各業種275事業所を対象とした景況調査を実施したほか、経営改善を支援するため31事業所に対し、141回の記帳指導を行っております。大和商工会においては、記帳継続指導を46事業者に対して、延べ917回指導支援を行ったとの報告を受けているところでございます。

○小林委員

今の御説明の中で、光商工会議所、大和商工会がそれぞれの主体性を持って、いろんな取組をされているというところがよく理解できました。

非常に、少し私の中で切り込んだお話をしたいところが1点だけございまして、総合支援事業の中で、景況調査事業というところがございまして、先ほど少し御説明もありましたが、この事業で得られた情報をどういうふうに展開をして活用しているのかというところ、この部分についてお示しをください。

○佐々木経済部次長

景況調査におきましては、中小企業等の経営状況や設備投資の動向、それから経営上の問題点や今後の取組などについて調査をしております。この内容を分析・整理をして、業種別に売上げ状況やその見通しなどから、業況として示されるもので、会員に情報提供するとともに、報告書を商工会議所のホームページに掲載しているところでございます。こうした情報は、全国の状況との比較などに活用し、経営指導員が行う巡回や、小規模事業者の経営状況分析などを行う際の基礎資料とするとともに、各商工団体が行う支援内容の検討ですとか、市においても事業立案等に役立てているところでございます。以上でございます。

○小林委員

この景況調査というところが、非常に、いわゆる光市の状況に合わせたいわゆるアンケートの調査を踏まえた形でまとめられていて、さらに言えば、それが全国との比較にも使われているというところ、そして今後のビジネスをうまくいかせるために、その指標を活用して、計画、いわゆる立案をしていくというところでよく理解ができました。

では、次の質問に入らせていただきますが、こちらも主要施策の成果の163ページ、企業立地推進事業について少しお聞きをしたいというふうに思います。

新たな働き方を実践する市内事業者等を3タイプの奨励金で支援する光市地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金、これは令和4年に創設されて、令和5年度は交付対象事業者4事業者に対して補助金として120万円支出した、さっきの説明でもございましたが、どのタイプの奨励金を活用したのかという部分と、事業者の職種の部分についても併せてお示しをください。

○佐々木経済部次長

タイプにつきましては、テレワークオフィス等開設タイプが1件。これについては業種はコワーキングスペースでございます。もう1つが空き店舗等活用タイプが3件、合計4件でございます。その業種につきましては建設業と小売業、飲食業でございます。

以上でございます。

○小林委員

しっかりと活用されているというところがよく理解できました。

次の質問ですけど、こちらも主要施策の成果の165ページです。中小企業等知名度向

上、ブランド化補助金についてお聞きをします。

こちら先ほどの説明の中でもございましたが、令和5年度は10事業者に対して補助金として224万7,000円を支出したという御説明がございましたが、どのような職種の会社が活用されたのかという部分と、実際に採用に至った件数、これについても併せてお示しをください。

○佐々木経済部次長

中小企業等知名度向上ブランド化補助金を活用された事業者の職種の分類といたしましては、建設関連が3事業者、医療福祉が3事業者、製造業が2事業者、教育学習支援業が1事業者、運送業が1事業者でございました。実際に採用に至った件数につきましては、正確な数については把握をしておりますが、聞き取りをした限りでは、採用に至ったケースが多くありまして、事業者からも好意的な反応があったということでございます。本事業を通しまして、市内の事業者にしっかり自社のPRをしてもらって、市内の事業所への就業で、光市に多くの人が集まってきてほしいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

本当に本補助金の意図としているところが、しっかりと成果として出ているというふうに理解をいたしました。

やはりもう少しいいなと思ったのは、偏った業種ではなくて、いろんな業種ですね。建設、医療、教育、運送、こういうところにいろんな職種の方たちがしっかりとこれを活用されているところで、PRの部分でもしっかりと対応されているということをよく理解ができました。

私からは以上でございます。

○河村委員

143ページ。テクノキャンパス研修センターの運営事業。昨年もちよっとお尋ねをしたんですが、この利用状況といいますか、どういった方々が今、主に利用されていますか。

○佐々木経済部次長

主に活用いただいているのは、運動をされる方が体育館として利用されているというのが多い状況かと思えます。

以上でございます。

○河村委員

人数とかというのはどこか載っておるんですか。

○佐々木経済部次長

主要施策の144ページに延べ796件、1万1,314人の利用があったというふうに記載しております。

○河村委員

通常、学校あるいは体育館等の利用に際しても、掃除とかというのはほぼ自前でみんながやりよるんですよ。ここの清掃委託料が48万7,300円というのがまず1つ、それから光熱費の78万3,000円。前回に比べると多少の減少はちゅうのは、当然、電気料金の問題もありますので下がったんじゃないと思うんですが、通常の体育館でそんなに冷暖房があるわけじゃありませんから、料金が出るはずはない。

もう1つの控室といいますか、休憩室のほうの維持管理ということになるんですが、体育館利用者のそういった休憩スペースというのであれば、それなりの料金が適当だと思うんです。ここは使用料等についての問題と、併せて今3点ぐらいをちょっと説明してもらっていいですか。

○佐々木経済部次長

まず使用料に関しましては、体育室、アリーナですね。アリーナは30分50円という設定にしております。

それから清掃委託に関しましては、基本的にはホールであつたりとかラウンジ、共用の廊下、それからミーティングルーム、作法室、トイレと更衣室がございます。そういったところの清掃が主でございまして、アリーナにつきましては二、三年に1回ワックスがけをするというような状況でございまして、令和5年度に関してはワックスがけはしておりません。

最後に電気代でございまして、電気代の範囲につきましても、先ほど申し上げました施設内全てが対象になっておるんですけど、委員御指摘のありました高いということに関しましては、この電気料金の契約が、一般的な電灯とかコンセントで使う電源となる従量電灯という契約と、業務用のエアコンや冷蔵庫などの動力電源としての低圧電力の契約をしておるところでございまして、電力量の料金についてはそれほど高くはないんですけど、基本料金が従量電灯で月額約1万円程度、低圧電力に関しては月額4万円となっております、それがかなり高額にしているというような状況でございまして、

以上でございまして。

○河村委員

体育館、アリーナのほうで30分50円と。これはその1人ということでもいいんですか。それとも団体として求めておるものなのか。

それから光熱費というのは冷暖房の利用についての料金設定。それについてちょっと説明をお願いします。

○佐々木経済部次長

使用料につきましては、1団体当たりということでございます。

それから、冷暖房につきましては、もともと施設にはあったんですけど、今、ちょっと故障している状況でございまして、実際には使われてないという状況でございまして、以上でございまして、

○河村委員

使う、使わんではなくて料金設定の話。

○佐々木経済部次長

料金については特にエアコン料というものは徴収をしておりません。
以上でございまして、

○河村委員

何と言うんですかね。今、学校を使っても、何ぼやったかな、130円とか260円とか、何かそういう単価であったような気がするんですが、あまりにも通常の施設との差があるというのは、どうもちょっと理解に苦しむんですが、料金設定はY I Cのときから、Y I Cが使う状況の中での、要は空いている時間を貸してあげていた時代と、今、ここはもう全てが地域の皆さんに御利用いただいているという解釈なんですか。

○佐々木経済部次長

現状ではもう貸し館施設ということでしています。

○河村委員

そうすると、その料金の見直しをしなければいけない。今まではY I Cがあったからということで、いろんなものが半分サービスでついていたようなものですが、そうでない。要は地域開放型の施設ということになれば、ほかのその施設との利用実態というか、料金とかいろんな問題について、合わせていかないといけないのではないんですかね。もしもこの冷暖房が通常であれば、この半分以下ですよ。あと出てくるんじゃないかと思いますが、農村婦人の家でも冷暖房使うてこの半分ぐらいですから、ちょっと異常に高いんでね。その異常に高いのが、何で高いかという視点に欠けている。そのあたりをしっかりと前回言われたんじゃないから、そのあたりはちょっと調べて、調査してほしいんです。いかがですか。

○佐々木経済部次長

電気料に関しては、例えば今テクノキャンパスについては動力的な使用というのがほぼないような状況で、エアコンに関しても、現時点で利用頻度等を勘案したときに、エアコンを設置するのがいいのかどうか考えたときに、まだそこまでの可能性が高いとは言えない状況でございまして、今その動力電力が一定程度使われていますので、それがどういったものが使われているのか分からない状況なので、その辺については現時点

で調査を進めているところではございます。

○河村委員

通常であれば、ほかのそういった施設と比較して、何でこういう状況が起きるかという、やはり調査をして、実態をしっかりと把握することが大事なような気がしますけどね、特に維持費なんで、ずっと定期的に出ていく中で、テレビの受信料等もありますけど、何でテレビが要るんじゃないかと。どうもそこら辺りも分からないのですよね。あったからずっと引き続きあるという話なのか、それとも何かこのテレビがなければ利用に結びつかない団体があるのか、その辺りも含めて。それから鍵管理についても、ほかの公民館とか、ほかの施設でも、学校なんかでも鍵を委託しているケースがありますから、ただここがどういう管理をしたらええのかというのを含めて、もうちょっと全体を見直しをかけたらええと思いますよ。いかがですか。

○佐々木経済部次長

そうですね。管理の費用等については、引き続きどういう形がいいのかというのは検討してまいりたいと思います。

使用料のほうにつきましては、この使用料を決定したときには、小中学校等の体育館の使用料であったりとか、その他の体育施設というのも参考にしながら、遜色のない料金で設定したというふうに考えておりますので、その辺もしっかり情報収集しながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

その下の、ワークプラザの運営事業ということで169万9,000円が出ているんですが、これは光熱水費とか、利用料とは別にいただいているんですか、家賃状況との比較はどんなですか。

○佐々木経済部次長

ワークプラザの使用料として一定程度の収入をいただいております。単価につきましては、年間平米単価3,300円で計算をしております。今3団体使われております。シルバー人材センターと、森林組合と、令和6年の3月からですが、防長交通のほうに使っていただいております。その総額が212万6,300円でございます。

以上でございます。

○河村委員

3社で212万6,300円の収入があって、支出が169万9,903円と。それから防長交通が、この3月からというのは、空きスペースがあったら自由に賃貸ができるという建物なの。

○佐々木経済部次長

これに関しましては、行政財産の目的外使用ということで、利用を認めているという状況でございます。

○河村委員

そこで、平米が3,300円という金額は何を根拠に出したの。

○佐々木経済部次長

これにつきましては、ワークプラザ設置をした当時の話に遡るのですが、これは以前、消防庁舎として使われていたものでございまして、その当時の電気代とかガス代とか水道代といったいわゆる管理運営費用を建物面積で割った平米単価を採用しているという状況でございます。

○河村委員

当初、消防署を移転するときに、耐震がないからちゅうて移転したんじゃないけど、そこへこそっと入ったと言うとおかしいみたい。いつの間にかシルバーに貸してしもうたんじゃないけど、それ、今のお話以外に根拠はない。

○西村経済部長

光市シルバーワークプラザの平米単価の根拠についての御質問ですが、光市シルバーワークプラザ条例に使用許可面積1 m²1年につき3,300円というのが記載されております。

以上でございます。

○河村委員

これは条例で作ったんですね。分かりました。

それぞれの利用団体で、旧消防署の中での駐車場部分が川のほうへあるわけですが、そういった利用状況について、今の平米単価というのは当たらない。

○佐々木経済部次長

その部分については対象外でございます。

○河村委員

恐らく利用者にとっては駐車場問題というのが出て来るんだろうと思うんですが、ちょうど慰霊碑の前側と言いますか、今、バスの停留所等にもなってるんですが、あの辺りに無断駐車というか、そういったようなケースは考えられてないですね。

○佐々木経済部次長

大変申し訳ございませんが、そのあたりは把握をしておりません。

○河村委員

当然、利用団体、いろいろな人が勤められるとか、あるいは仕事で使う車両とか、そういったものもあろうかと思imasので、そのあたりもぜひ実態調査をしていただけたらと思imas。

決算書の161ページ、光ブランド創出事業で9,000円ということなんですが、何をどうなったのか、ちょっと説明してもらっていいですか。

○佐々木経済部次長

光ブランド創出事業でございます。9,000円でございますが、特産品販路開拓促進補助金ということで、これは食品類の特産品を販路開拓するために市外の展示会や商談会に参加する市内事業者に対して、旅費や出店準備料を補助するものでございます。5年度につきましては、1件9,000円を補助したというものでございます。

以上でございます。

○河村委員

どっかの展示会に参加する料金が、旅費を補助したと、こういう話なんですか。

○佐々木経済部次長

中身といたしましては、出店準備料ということで、装飾費であったりとか、商品の輸送費、こういったものに対して補助をしております。

以上でございます。

○河村委員

あまり少ない金額なんで、ちょっとびっくりなんですが、何て言うんですかね、定期的にいろんな、そういった出品する機会とか、ああいうものを創出して、もっと、大がかりにやれとは言いませんが、しっかりしたその活動をしていただきたいなあと思うんですけども。要するに定期的にいろんなところに出ていくことで、そういったまあ認知度と言いますか、知名度と言いますか、そういったものを上げていくこともまあ必要だと思imasので、そのあたりについての対策はぜひお願いをしておきたいと思imas。

それから163ページ。上段のところの新産業団地の整備事業で、県に対する繰出しだと思うんですが、排水施設の測量設計等についてのこの委託料の返事と言いますか、答えは何かいただけてるんですか。

○佐々木経済部次長

進捗の状況のお尋ねかと思imas。現地の測量の調査ですとか、想定箇所のボーリング調査、土質試験など、そういったものの地質調査を現時点では完了しておるような状況でございまして、設計業務につきましては現時点で進めているところでございまして、まだお示しすることはできないという状況でございまして、

以上でございます。

○河村委員

当初の要望事項については幾つか事前に伝えてありますので、そのとおりに行くんだと思いますが、変更等があればお知らせをしていただくようお願いをしておきます。
以上です。

○大田委員

先ほどのワークプラザの家賃というんですかね、収入。どこに、何ページのどこら辺、記入されちよる、私ちょっと見落としてるんですが、教えてもらえませんか。

○佐々木経済部次長

予算書の23ページ、収入です。

○大田委員

了解しました。

それと、参考資料の9ページですかね。商工費の中で負担金、商工業振興費の負担金補助金及び交付金1,415万5,000円の中で、中小企業と人材定着で定住支援の543万7,000円の不用額が出てるんですが、定住支援、定着の定住支援と。ということは、これどのぐらいの、要するに定住してもらうの、何人ぐらいの定住してもらうつもりで、そういうふうな予算をかけて、何人ぐらい入って、まだ残りがこれだけ出たというのをちょっと説明してもらえませんか。

○佐々木経済部次長

「住んで、働こうやー！」事業の関係でございます。人材定着支援事業に関しましては、想定では5事業者が参加するということで、250万円の想定をしておりましたが、実際の実績についてはなかったということでございます。

以上でございます。

○大田委員

5事業者の250万円を想定しよったのに、543万7,000円の不用額が上がっているんですが。

○佐々木経済部次長

これにつきましては、もう1つ人材定着支援事業のほうがございまして、これについては30万円の10事業者、300万円を想定をしておりましたが、結果として2社6件の6万3,000円という実績でございますので、合わせて543万7,000円の不用額となったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

総事業費が550万円で6万3,000円で、極端に言うと95%以上余ったということで、要するにそれを定着事業をするにはどういうアプローチの仕方をされたんですか。これだけのあれということとは。

○佐々木経済部次長

これに関しましては、商工会議所であったりとか、商工会を通じた所報等での周知や、いろんな訪問活動をされる中で情報提供していただいたということに加えまして、市の広報のほうでも掲載をするなどして、事業者の皆さんに活用いただけるように周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○大田委員

商工会議所、市の広報で啓発活動をされたということであつたら、それだつたら定住には関係ないですよ。光市内で要するに定住ですか。

○佐々木経済部次長

定住に関しましては、いわゆる社宅の借上げに対して補助をしようということで定住という言葉を使ったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

せつかく定住と言っておられるのだからと、私としては要するに市外からも来て、ここに住んでもらわれる、固定資産税やら住民税やら払ってもらうような考えでこの事業を起こされたんだろうという想定の下に質問させてもらっているのですが、そういうあれじゃなかったわけですね。

○佐々木経済部次長

いえ、委員、言われるとおり、市外からの移住を図るという目的で、市外からその社宅に入ってもらおうということで支援する。あくまで商工支援という形での補助金ではございますが、そういった形で市外からの人材も取り込んでいこうということで、この補助を行っております。

○大田委員

そうなると、市外に向けて啓発活動もされたほうがよかつたんじゃないでしょうか。市内の広報やら商工会議所じゃなくて。そういうふうな啓発活動も一つの手段でありますから、せつかく550万円もして6万3,000円しかなかったというのは、すごい残念な事業になっているところでございますからね。今後はそういうことはないようによろしく願います。

説 明：久山観光・シティプロモーション推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○河村委員

163ページのシティプロモーションのところで、光の魅力発信発見支援交付金で、10件の申込があつて5件を支援するということだったのですが、主要施策の成果の166ページに書いてあるのかなと思つて見たのですが、特段こう書いていないのですが、10件こういった提案があつて、この5件を採用したとかという発表はしない。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

10件の申請について、支援をすることに決めた5団体のものについては記者発表をして公表しております。

○河村委員

そうしたらこれ、成果に載るんじゃない、普通は。記者発表したらそれで終わり。何かうちの観光施策そのものだね。

要は継続をしないとイケんし、前にもブランド品で、例えば何件か認められたら、それを3年とか5年とか、市内のいろんなところに使おうと。要するに、人が買ってくれるとかいうんじゃないで、市がこういうふうにして売りますよというのがあるから、じゃあ、例えばこの程度の売上げが見込めるんならもっと頑張ろうということなんで、こういうものも、いや5件、そのときにはパッと見て、もうそれで終わってしまうから。じゃあ、どんなものがあつたのかというのを含めて文章で残しておいたほうが私はいいと思いますけどね。

以上です。

○大田委員

同じところなんですけど、要するに光に移住されてきたのが、私の聞き間違いかも分からないのがもう一度教えてください。光に移住されてきたのか。家族。移住ないの。何かあつたようにお聞きしたんじやが。

○委員長

何ページのどこですか。

○大田委員

決算書の163ページなんですけど、光移住支援補助金360万円とか書いてあるんですけど。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

ひかり移住支援補助金とひかりテレワーク移住支援補助金の制度を活用して移住されてきた方ということでお答えしますと、ひかり移住支援補助金につきましては3世帯。ひかりテレワーク移住支援補助金につきましてはお2人以上の世帯が1世帯になります。

○大田委員

3世帯と1世帯がテレワークと移住補助金でやられたというふうに、いいことであるんですが、もっともっとやってもらいたいと思うんですが、それについて、参考資料で光移住支援が240万円の不用額が出て、テレワーク移住支援が50万円の不足金が出ているということの詳しい説明をお願いしたいんですが。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

ひかり移住支援補助金につきましては、当初600万円ということで、予算を計上いたしております。その中身についてですが、国の制度でありますひかり移住支援補助金として、当初400万円計上しており、先ほど申し上げましたけれども、今年度、県の移住支援制度が創設されるということが情報としてありましたので、当初、ひかり移住支援補助金と一緒に計上させていただいております。

令和5年度に入りまして、制度を市として創設しましたので、新しく科目新設をしまして、ひかりテレワーク移住支援補助金を、1件50万円支給したものでございます。

○大田委員

予算執行50万円使って、50万円足らなかったということは、私の見方が悪いのかも分からないが、テレワーク移住支援の予算計上されていなかったから、こういうふうな書き方になったのかな。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

予算要求の段階では、制度が創設されていませんでしたので、ひかりテレワーク移住支援補助金という項目では上がってきておりません。

○大田委員

だから、50万円足らなくて、予算執行が50万円という計上になったのだな。

それと、もう一遍、光移住支援が600万円で、360万円執行したから240万円余りましたと。これを600万円丸々使い切れるような啓発活動というのはできなかったのかな。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

ひかり移住支援補助金につきましては、お子さんのいる世帯に対して加算があり、予算要求の段階では、この加算がある2人以上の世帯が、2世帯ほど移住されてくるということを想定しておりましたが、実際には移住されてきた方が単身であったり、御夫婦だけの世帯であったりということがありますので、額が減ってはおりますが、件数とし

ては2件を想定していた中で3件ほど移住して来られた世帯がいるということで、想定を上回っております。

○大田委員

これからすると3件で360万円、大体120万円ぐらいの支援金だろうと思うんですが、平均してね。そのぐらいと思うんですが、もっと出す条件をすとかいう考えはなかったわけですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

この制度は、国や県と連携した制度ですので、それに対する市の上乗せというものは設けてはおりません。

○大田委員

もう少し支援金があったら、もっと移住定住が増えるんじゃないかというふうな感じ方は、私は受けたんですが、そのこのところもう少し、もう一工夫か何かしてほしいと思っております。

それから、空き家改修助成事業110万円と、空き家掘り起こし事業50万円、これ1件もなかったような、確かそういうふうにお聞きしたんですが、それで間違いなかったですかね。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

間違いございません。

○大田委員

それはどうしてなかったのか、ちょっとそのこのところ教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

要因としては、令和5年度中に空き家情報バンク制度を活用した成約がなかったということが1つ上げられると思います。それから、要綱上、契約締結から1年以内が対象となっており、令和4年に3件の契約があった中で、1件については4年度中に改修を実施しましたが、他の2件について可能性はあったものの、申請はなかったというところでございます。

○大田委員

要するに、これが1年以内とかですが、どうしても光に定住・移住してもらおうと思うたら、少々の余裕をもって、1年以内とかじゃなくて余裕をもってやって移住定住を促す方法を取るべきではないかと思うんですが、だから、こういうのは1件もなかったという決算報告になるのだらうと思うんですが、そういうような考えはありますか、どうですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

現在のところ、あるともないとも言えませんが、契約が成立してから何年が適切なのかということはよく研究しなければならないのではないかと思います。

○大田委員

そういう中でも、もっと余裕ある運営の仕方をしてもらって、移住定住を促すような方法を取ってもらいたいと思っておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○田中委員

3つほどお聞きできたらと思ひます。主要施策の169ページに、観光協会の助成事業ということを出ているのですが、予算のほうでは1,869万4,000円、観光協会のほうに助成しているという中で、ここに、光花火大会に対し475万円を支出しましたとあります。花火大会が市民のほうに好評という部分もありながら、毎年予算もかかるので、来年あるのかどうかということがあるのですが、この花火大会475万円支出している中での、実際に花火大会自体にどれくらいお金がかかっているのかということと、収支というか、事業の分析についてお聞かせいただけたらと思ひます。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

令和5年度の花火大会につきましては、委員も御存じのとおり、7月29日に虹ヶ浜海岸で実施し5万5,000人という多くの方で賑わったところです。

お尋ねの収支についてですが、まず収入は、市からの補助金が475万円、協賛金、寄附金、繰越金などが357万8,000円、合わせて832万8,000円でございます。

また支出につきましては、花火代が442万8,000円、それから警備や交通整理などの委託料が224万5,000円、台船の使用料が93万6,000円、その他の消耗品や通信運搬費、広告宣伝費などの必要経費が50万8,000円、合わせて811万7,000円でございます。

近年の物価高騰に伴い、前回の令和元年度と比較して、花火代は約40%の増加、警備などの人件費は約30%の増加となるなど、花火大会の運営経費に大きな影響を与えております。主催する観光協会では、可能な限りの経費の削減に努めておりますが、交通渋滞や駐車場に対応するための警備の増強なども求められており、厳しい状況が続くことが推察され、財源を確保するための工夫が必要と考えております。

以上です。

○田中委員

経費がすごく上がっているんだということを説明いただいて理解をしました。お金はかかるけど、ある意味できるということも分かりました。

情報発信とかという部分で、花火大会の特設サイトができていて、これが何か駐車場の空き状況がタイムリーに分かって、すごいものがあるということで、市民の方からも

お聞きするんですけど、これの運営状況とか管理費についてはどのようになっているのか、先ほど金額のお話もありましたけど、管理費についてはどのようになっているのかもお聞かせいただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

観光協会では独自のホームページを開設し、様々な観光やイベントなどの情報を発信しております。

また、御紹介のとおり、花火大会は開催前から特設サイトを開設し、開催概要や本部やトイレの位置情報、交通情報、スポンサーなどを発信するとともに、当日は駐車場の満車情報を更新するなど、きめ細かく分かりやすいサイトがとても好評となっております。

こうしたサイトの運営については、主には広報部会が行っており、システムの保守を含め、写真や掲載素材の調達、更新といったものを担っていただいていると聞いております。そうした役割に対して、観光協会からは年間15万円を支払っていると聞いております。

以上です。

○田中委員

今のお話は通常のサイトの運営の中での金額で、年間15万円ぐらいというお話かと思うんですけど、僕も専門家じゃないから分からないんですが、特設サイトだけでも何百万円もかかっちゃうんじゃないかというような、市民の方から言われるぐらいのものができているともお話を聞くので、15万円というのにびっくりしたんですけど、その価格が適切なのかも含めて、評価がちょっとしようがない部分もあるんですけど、お話をさせていただけたらと思いますので、15万円で、もしこれだけのことができるのであれば、ほかの施設のホームページ等も考えるべきじゃないかと思ひますし、その辺についてまた観光協会の方とお話をさせていただけたらと思います。

続いて2点目があります。主要施策の168ページの観光PR事業についてになります。

周南広域の観光連携推進協議会ということで紹介がしてあって、その中に、周南地域魅力発見モニターツアーの状況というものが紹介されているので、これの状況とアンケートを取ったということなので、アンケートの結果をお聞かせいただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員御紹介の周南地域魅力発見モニターツアーは、広島からの誘客を目的とした周南3市をめぐるツアーで、令和5年度は「体験・食を楽しむ」というテーマのもと、1泊2日と日帰りのツアーを実施いたしました。具体的には、1泊2日は室積散策から始まり、亀の井ホテルでの昼食、如宝寺での座禅体験、大城への宿泊、下松市栽培漁業センター、須金フルーツランドなどをめぐるツアーで、参加者は30人でした。また、日帰りは、漢陽寺、石船温泉、キノコ栽培工場見学・収穫体験、伊藤公資料館をめぐるツアー

で、参加者は38人でした。

実施後のアンケートでは、1泊2日のツアーについては、約60%の参加者が大変満足・満足と回答し、日帰りでは約65%の参加者が大変満足・満足と回答されています。本市に関しては、1泊2日のツアーの如宝寺における座禅体験の満足度が、83%とツアーを通して最も高く、日帰りツアーの伊藤公資料館も満足度が77%と高い結果となっております。

以上でございます。

○田中委員

今お聞きして、如宝寺の座禅が83%で一番高かったということで、何か特段のことがあったのか、詳しいことまでは分からないんですけど、何か気づかないところで魅力を感じるものが、コンテンツがあるんだなということで、分かりました。

知らない情報だったので、こういったことを生かして、また今後につなげていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、情報発信の強化ということで、ちょっとお話をするんですが、いろんな観光事業をやるのに、なかなか情報発信に苦慮するという部分が現状としてあるというふうなお話もお聞きしていますので、この周南3市の連携の協議会があるので、この中で、例えば、情報発信をお願いしますといえば、観光に関わる事業者とか関係機関に情報が流れるといったような仕組みを作っておけば、例えば、周南3市に情報を流したいときも速やかに流れて、集約客につながると思いますので、ぜひ協議会等で集まるときに、そういった仕組みづくりにも取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

最後にもう1点申し上げます。せっかくなので、ゆたかな社会に向けたまちづくりレポートのほうから質問させていただくんですが、この157ページに成果指標の部分が書いてございます。③④についてお聞きしたいと思うんですが、③で移住定住の相談件数ということで、昨年度359件が近況値で109件ということで書いてありますが、これが減少しているということなんですが、この減少の理由についてまずお聞きできたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

移住・定住相談件数は、当課だけではなく、こども政策課や農林水産課、建築住宅課といった、移住を検討する相談者の目的に応じて対応しており、それらの相談件数を集計したものでございます。

令和5年度においては、どの分野においても相談件数が減少しており、コロナ禍では地方への移住志向が高まっていたものの、コロナ禍前の日常が戻りつつある中で、そうした機運が少し薄れていることが推測されます。

しかしながら、相談件数は減少しているものの、その内容については、これまで空き家情報バンクのことが約8割を占めていたのですが、最近では少し下がっておりまして、6割程度となっております。その分、光市というまちのことや、移住のための支援制度

に関するものの割合が増加しておりますので、こうした移住を検討する方に対しては、これからも丁寧に対応するとともに、いろいろな情報発信に努めていきたいと思っております。

以上です。

○田中委員

続いて、4番目の、市制度を活用した総移住者数、累計で今ここに出ていて、176人ということなのですが、令和5年度の市制度を利用した移住者数と、できれば4年、3年も何人ぐらいだったのかというのを教えていただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

市制度を活用した移住者数は、空き家情報バンクや農業や漁業における新規就業支援制度、ひかり移住支援補助金といった市の制度を活用して移住されてきた方の人数です。お尋ねの、令和3年度から令和5年度の数につきましては、令和3年度は15人、令和4年度は46人、令和5年度が34人で、増減はあるものの増加傾向にあります。

以上です。

○田中委員

今のお話を聞くと、相談件数は減っているんですけど、移住はそこそこ増えているのか、あるということ、ある意味、数字だけ見ると効率よくなっているのかなというふうにも受け止められるんですけど、これ、ちなみにこの市制度の中でどんな制度が活用されて移住につながっているのかというところで聞かせていただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

令和5年度に関しては、当課が所管する制度のうち、ひかり移住支援補助金とひかりUJIターン滞在費補助金を活用されて移住されてきた方が、それぞれ6人で多くなっております。

ひかり移住支援補助金は、令和元年度に創設された国・県と連携した制度で、東京圏からの移住を促す制度であり、一定の効果があるものと考えられます。また、ひかりUJIターン滞在費補助金につきましては、移住活動のために本市を訪れた際の宿泊費やレンタカー代の一部を補助するもので、県内では本市しかない独自の制度であり、県が所管する移住活動のための居住地から県内への往復交通費の一部を助成する制度から、本市へ連続して支援をすることで、誘導を促す1つの契機になっているものと考えております。

以上です。

○田中委員

分かりました。今お聞きした2つの制度がよく刺さっているのかなということだと思います。

先ほど移住定住のほうで、空き家のほうは改修等の助成事業や空き家の掘り起こし事業等はなかったということなんですけど、これから移住者にとって刺さる事業を展開すれば、今数字としても増えているということが分かりましたので、空き家バンクのほうで相談件数が8割ぐらいあったのが減ってきたという部分もあります。物件がなかなかないという部分と、支援についても中山間に限定していたという部分で、その辺ももう見直す時期に来ているのではないかと思いますので、改めてそういったことも分析しながら、また、U J I ターンの補助金等を活用された人の声も聞きながら、制度のブラッシュアップもしていただけたらと思いますので、そのことをお願いしまして終わります。

○河村委員

去年の決算のときに、光市観光協会の補助金1,869万4,000円について、これに見合うほどの、金額に見合うほどの報告書が多くなければいけないという話をさせてもらったと思うんですが、覚えていない。

何ぼ何でもいろんなことをやってきたんじゃないけど、主要施策の成果の中にも入っていないし、2,000万円近いお金を出して、いやいやお金だけですという話はないんで、もしそれがなければ、じゃあこの金額について1個ずつみんな確認をしていかにやあいけん。どんなことに何を何ぼ使うたんかと。だからそこまではせんでも、観光協会の報告書というようなものを、しっかり主要施策の成果ぐらいには載せてもらって、税金の使い道じゃから、こういうものに使えましたよという報告だけはしっかりしてください。

以上です。

説 明：太田農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑

○田中委員

主要施策の145ページをお願いします。ここに、農地関係の事務取扱件数ということで載っているんですが、この中で、農地法第3条該当の受付件数、処理件数20ということで、これが前年が7件だったと思うんですが、これが増えている状況、そして、農地法第5条該当の80件ということで出ているんですが、これも前回は59件だったと思いますので、この増えている状況という部分について、説明をいただけたらと思います。

○太田農業委員会事務局長

まず、3条の権利移動の制限でございまして、記載のとおり、5年度は20件でした。4年度につきましては、御案内のありましたように7件、3年度は1件になります。2年度は7件となっております。令和5年度が増加しておりますけれども、要因といたしまして、令和5年3月末までは農地を売ろうとした場合、買う人は3反、3反というのは3,000m²でございまして、3反以上の農地を所有、または耕作をしていなければ購入できなかったのが、令和5年4月からこの要件がなくなりましたこうしたことか

ら、令和5年度の権利移動の制限の項目が増加したと分析をしております。

もう1点の5条転用ですけれども、5年が記載のとおり80件、4年が御案内ありましたように59件、3年度が73件でした。2年度が55件でした。波はあるものの申請件数は若干増えてきています。ただいま説明したものは申請によるものですので、どうしても年度によって差異が生じる、そうした傾向があります。

以上でございます。

○田中委員

3条のほうは要件が3反以上という要件がなくなったからということなんですけれども、これに関しては、農地として利用されるということだと思うので、そこは間違いなにかというところを一つ確認させていただきたいのと、5条のほうに関しては件数増えて、申請があるからそれを処理しているということではあると思うんですけれども、転用の先が何に使われているのかという状況がもし分かれば教えていただけたらと思います。

○太田農業委員会事務局長

まず3条のほうでございますが権利移動で生じるものとしては、所有者が高齢となって農業の経営を子供などに承継する場合に農地を贈与することや、農地を借りて耕作していた人がその農地を買うケースなどがあります。また、隣接の農地の耕作者などに売却するというケースも多くあります。

もう1点の5条転用のほうですけれども、転用の理由として自己用住宅、あるいは家族が居住する住宅、倉庫などもありますけれども、最近では太陽光発電設備の設置が増加しております。また資材置き場などの転用も理由として上がってきております。

以上でございます。

○田中委員

手放したい人が増えてきているというのが背景にあるのかなというのがありますが、農地として活用されるのであればいいと思いますし、住宅、倉庫というのも次の世代にという部分で、農地として周りを使うために転用されるのであればいいと思うんですけど、いわゆるソーラーが増加したりとか、資材の置き場として使われるという部分になると、もう農地としては戻らない状況になると思うんですね。これが全国的には増えているというところなんですけど、やはり農業、農地を守っていくということを考えたら、その状況を分析しながら先回りして、農業政策も打っていく必要があるのではないかと思いますので、内情を知っている農業委員会さんが一番分かると思いますので、そのことをお願いしまして、質問を終わります。

説 明：影土井農林水産課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

決算書の157ページでちょっと確認をさせていただけたらと思うんですが、漁協施設の管理事業で、修繕料が152万5,000円上がっております。これ予算が72万5,000円だったので、多分予備費からも充用されているのではないかと思います。その内容について説明をいただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

決算書157ページ、漁港施設管理事業の修繕料への予備費充当について御説明させていただきます。

漁港施設管理事業の修繕料の増額につきましては、予備費より80万1,000円を充当しまして、牛島漁港の電灯3基を修繕したものでございます。

以上でございます。

○田中委員

牛島の電灯3基ということなんで、ちょっと詳細についてどういう状況で修理をされたのかということで説明いただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

壊れた牛島の照明灯は、同時期に漁港内に整備しました一連の照明施設でございまして、およそ年明け頃から立て続けに破損が生じたので、予備費を充当させていただきまして、令和6年2月頃に修繕したものでございます。

以上でございます。

○田中委員

今3基ということだったんですけど、これは対象の電灯全てを修繕したということではないんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

修繕内容についてでございます。対象になる電灯につきましては、球切れが生じて点灯しなくなったものでございますが、対象の施設が水銀灯の照明でございまして、現在水銀灯が製造されていないことから、灯具自体をLED製の灯具に取り替えたものでございます。

以上でございます。

○田中委員

それで、その水銀灯のやつは全部交換したという理解でいいですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

水銀灯につきましては、台帳上で残りあと5つほどございます。

以上です。

○田中委員

はい、分かりました。もう一点が159ページのフィッシングパークの管理運営事業ということで、これが施設用備品購入費として49万4,560円上がっているんですが、これは予算なしのところ、これも予備費を充用されているのではないかと思うので、これの内容について説明をいただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

フィッシングパーク管理運営事業の施設用備品購入費についてでございますが、こちらはフィッシングパーク内に設置してあります風速計が破損し、風速が計測できない状況となったことから、予備費より52万8,000円を充当させていただいて、施設利用者の安全を確保するため、破損した風速計を新しい製品に交換したものでございます。以上でございます。

○田中委員

はい、承知しました。ありがとうございます。

○河村委員

157ページの光・熊毛地区栽培業漁業協会の負担金410万円で、主要施策の成果の158ページに、水産業振興費というところで、これが恐らく実績なんだと思うんですが、要は漁業者にとってこれが何か収入に結びつくようなものなんですか。

○影土井農林水産課長

こうした取組が漁業者の皆さんの収入等に結びついているのかという御質問でございますが、こちらの表にありますとおり、種苗の中間育成と光・熊毛地区地先の海域、こちらへの放流を実施しており、つくり育てる漁業を推進しているわけでございますが、この放流した稚魚が直接漁業者の収入等に結びついているかどうか、そうした調査は、実施していないところでございます。

以上でございます。

○河村委員

もう相当年数、栽培漁業センターをつくって経過していますので、そういった収益に結びつくような報告書があったらいいのではないかなと。

特に、最近漁獲に対して少ない漁獲量がね、という話をよく耳にするので、こういったことをやって成果にも結びついてますよというのは、ぜひつなげていただきたいなと思います。

それから、159ページの中ほどのフィッシングパークの実施計画のようなものの委託料が598万4,000円と言われるんですが、じゃあ総額が幾らかかって、どういうその計画

になったのかというのを、ちょっとお示しいただけますか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

フィッシングパーク光長期修繕計画策定委託料についての概要を説明させていただきます。

本業務は、フィッシングパーク光の栈橋につきまして、建設後40年以上が経過し、経年的な劣化が顕著であることから、今後の大規模修繕を回避するために長期修繕計画を策定し、計画的な予防保全を進めることで施設の長寿命化を図り、利用者の安全を確保するというものでございます。

対象になる栈橋は、つり栈橋部が124m、渡り栈橋部が85mで、橋長が210mの上下部ともに鋼製の栈橋でございます。鋼製の構造物でありますことから、これまでも塗り替え塗装とか、電気防食の陽極交換などを実施しまして、主部材の腐食防止に努めてまいりましたが、建設後長期間にわたる供用の結果、劣化が進み、補修工事が必要になっているところもございます。

このようなことから、本業務では、この鋼製の栈橋につきまして、過年度の点検結果に基づいて、今後20年間に必要となります補修工事を抽出しまして、その計画を立てるとともに、早急に実施すべき補修工事の一部について実施設計を行ったものでございます。

それと、事業費についてのお尋ねがあったと思います。こちらにつきましては、先ほど御説明させていただきましたように、今後20年間の予防保全の計画の工程を定めて、概算工事費を積み上げておりますが、具体的には、上部工や下部工の繰り返しの塗り替え塗装、もしくは橋脚の基礎部の根巻コンクリートの打ち替え、犠牲陽極の交換などの工事が主な工事となりますが、これらの概算工事費の合計金額は、およそ2億円と算定しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。結構高いところにあるもんですから、普段、よっぽど風が強いとかでなければ、あそこじゃなくて一段下に栈橋を出したら、もっと子供を含めて取り扱いが見易いんじゃないかなと思うんで、もう40年経過してコンクリートのその劣化等がどういう結果じゃったんか分かりませんが、そのあたりのところも考えながら、極力長期にわたって安価にできるような方法というのを考えていただいたらと思います。

以上です。

○大田委員

決算書の147ページですかね。右側の中段ぐらいに、ひと・しごと定住総合支援事業50万円というふうに支出が載っているんですが、そののところ当初予算には計上されていないようにお見受けしたんですが、そのところちょっと事業や概要など、目的などお教え願えたらと思うんですが。

○影土井農林水産課長

ひと・しごと定住総合支援事業補助金について御質問いただきました。本事業につきましては、光市のひと・しごと定住総合支援事業補助金交付要綱に基づき、将来にわたり持続可能な農業、こうした農業構造等を構築するため、市外から本市へ転入し、農業等へ就業しようとする者に移住定住の促進及び就業、住宅に係る総合的な支援を行うものでございます。

本件につきましては、令和5年3月に千葉県より転入され、本市での就農を目指して、現在、農業大学校での担い手養成研修を受講中でございます。

内容が当該補助要件に合致いたしますことから、6月補正予算において移住奨励金及び家賃助成を御議決いただき、要綱に基づき、移住奨励金として20万円、家賃の助成として30万円、合わせて50万円を支出したものでございます。

以上でございます。

○大田委員

農業大学校に通って、それからここに来られたというふうにはちらっとお聞きしたんですが、どちらのほうに転入されたのかなと思うんですが、また何を栽培するために光市に来たのか、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○影土井農林水産課長

どちらに転入されて、どこで何を、どのように栽培しようとしているかといった御質問であったと思いますが、まず転入は、光市の小周防でございまして、農地につきましては、東荷地区におおむね60aの農地を、県をはじめ関係機関の皆様のご協力をいただき確保いたしまして、来年4月からの就業を目指して現在、研修に励んでいるところでございます。

このたびの補正予算におきましても、地域農業資源リノベーション促進事業を計上させていただきます、中古のビニールハウスの移設とともに新規就農に向けた準備を現在、進めているところでございます。

栽培品目でございますが、現在、ナスとホウレンソウを予定しており、ホウレンソウをハウスで栽培していく、こうした栽培計画になっております。

以上でございます。

○大田委員

千葉県から農業大学に出たから、小周防のほうに移られたというふうに、60aの農地を購入されたんですかね。

○影土井農林水産課長

購入ではなく、利用権設定による借り受けでございます。

○大田委員

借り受けている。購入じゃったら農業人か、あれじゃなけんじゃ購入できないと思っ
てちょっとお聞きしたんですが、借り受けじゃったらできるんですね。はい。

それは、どのような販路、そのナスやらホウレンソウ、販路がやっぱりなけりゃ
生活していけんと思うんです。どういうふうな販路を設けておられるのか。

○影土井農林水産課長

今後の販路に関する御質問をいただきましたが、栽培、生産は来年度からとなります、
来年の夏には、先ほどお答えいたしましたナスやホウレンソウを皆様にお届けできるも
のと思っております。

販路、販売先につきましては、現在、里の厨やJ Aとも協力しながら、J Aの直売所
をはじめ複数の販路を予定しているところでございます。

現在、研修中ではありますが、来年度からの就農を目指してJ Aや県ともしっかりと
連携しながら、支援していきたいと考えております。

このように他県から移住された方々が、本市で農業に従事され、栽培・収穫された農
作物を多くの市民の皆様にご食していただく。そのために必要となる販路の拡大につつま
しても、しっかりと支援していくことで、こうした地産地消のロールモデルの確立を目
指しながら、自立できる農業、稼げる農業に少しでも近づいていけますよう、引き続き、
必要な支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今販路に関しては、市のほうが支援をされているというような答弁じゃったと思うん
ですが、実際には具体的にどのような支援ですか。

○影土井農林水産課長

具体的には、里の厨をはじめJ A等の関係機関と共に、必要に応じて協議や会合を持
たせていただいております。そうした中で情報交換をしながら、様々な販路について模
索をしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに転入されてきた方が、今年はこの1件だけじゃろうと思うんですが、
そのような方がやられて、農地を借り入れされて、今から農業をされる。それに対して
の販路がなければ生活していけないからというのも一つの考えでもあるし、そういうな
のをいろいろ移住・転入の促進、また販路拡大、そのような様々な市からの援助、支援
というのはとても大切じゃろうと思うので、今後ともそういうような移住・転入に対し
ては、啓発活動をいろいろ行って、どのような支援があるかとか、ここに来られてから

今度は農業生産されたときに、生活基盤を求めるために販路、当然売らなくちゃ生活していかせませんから、そのようなところもしっかりと支援、応援ですかね、それをしっかり市のほうが対策を取って、今後ともやっていってもらいたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

次のその下の農林水産物高付加価値の17万1,000円というのがあるんですが、それが成果についての147ページの一番下のところに、いろいろ書いてあると。

それで、補助要請の見直しを行った結果、1件の事業者よりの申請がありましたというふうに書いてあるんですが、これの概要または申請数が1件とかいうのも、ちょっとどうかなと思うんですが、その原因や分析などどういうふうにされておられるのかをお教え願いたいと思います。

○影土井農林水産課長

農林水産物高付加価値化促進事業の概要と申請が1件であった、その原因、分析はどうかといった御質問でございますが、まず概要につきましては、主要施策の成果にも記載をしておりますが、地元産の農林水産物のブランド化に向けた取組や商工業者との連携による加工品の開発、さらには、地元産農林水産物を用いた新たな商品化に向けた取組を支援することで、市内の農林水産業の活性化や地産地消の促進を図っていかうとする事業でございます。

申請件数が1件ということで、その分析でございますが、令和5年度に様々な見直しを行っております。例えば、機械設備の導入に対する対象経費の見直しを行っており、これまで15万円以上300万円未満としていた範囲のうち、15万円以上といった要件、少しハードルが高いといった声もございまして撤廃しております。

さらに、販売先につきましても、里の厨での販売を必須としておりましたが、より活用しやすい制度となるよう、この要件を撤廃したところでございますが、令和5年度は1件という結果でございました。

その原因と分析でございますが、まずもっとも大事なのが、しっかりと制度を周知していく、SNS等様々な媒体を活用しながら、いろんな形で周知をしていくとともに、令和4年度までは、申請期限を設けて申請を受け付けておりましたが、こうした取扱いを令和5年度より通年ベースでいつでも申請できるよう見直したところでございます。

里の厨とも連携しながら、まずはこうした制度を皆さんに知っていただくことが何よりも大切であり、こうした取組をしっかりと周知し、しっかりと活用していただけますよう、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今のような制度の見直しをいろいろされたと。それがまた申請期限もいつでもいいというふうなことやらされておって、だがまだ1件しかなかったということでございますから、こういうふうな補助金が出るということをもっと農業者やらの方に啓発、しっかりと周知してもらおうように、それでその後の対応策ちゅうのもしっかりと市が行うよう

に、今後も行っていきたいと思います。ぜひともそういうような農業者が増えていくように、しっかりとやってください。よろしくお願いします。

次に、159ページの光海岸保全施設整備工事3,089万円と、その下のR4光漁港海岸保全施設整備工事の説明を受けた中で、たしか進入道路の建設をというふうに説明があったと思うんですが、今年は保全事業と砂の流出、砂の壁ですかね、あれなんかが砂がけが進んでいる中で、進入道路だけの工事のように聞こえたんですが、海岸の保全事業の対策工事っちゅうのは、このたびはしなかったんですかね。

○岩崎農林水産課技術担当課長

海岸保全事業におけます光漁港海岸保全施設復旧工事についての御質問を頂戴しました。

決算書に掲載させていただいております、令和4年度から令和5年度に繰り越して実施しました光漁港海岸保全施設整備工事につきましては、その後に令和5年度の予算で実施します前松原排水路の延伸工事、ボックスカルバートの構造物を50mほど整備する工事がございますが、こちらの工事を実施するための仮設道をフィッシングパーク入り口側ですかね、西ノ浜のフィッシングパークのほうに向かう道路の入り口側のほうから工場車両を進入させるために、約300mの仮設道を設置したものでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、それだけで本年度は終わったと。砂がけの防止の工事やら、いろいろな海岸対策工事は来年度に行うから、この仮設道路300mの延長だけで終わったということですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

すみません、説明が少し不足しておりました。令和4年度から令和5年度に繰り越した予算で仮設道路を設置しまして、令和5年度の予算で前松原の排水路の延伸工事、ボックスカルバート50mの整備する工事をまずはちょっとさせていただいて、予算の一部につきましては、令和5年度中に執行できないことから、決算書の繰越明許のほうにも記載させていただいていますように、工事の一部を令和6年度に繰り越して実施しようとしているものでございます。

それと併せまして、令和5年度につきましては、今後の現在の西ノ浜付近に砂が堆積しておることから、こちらの砂の堆積状況の測量等を行いまして、前松原の浜がけに対する養浜工事について、その砂が使えるかどうかの測量調査などを行っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。そういうような工事を順調に進んでいるよりも、ちょっと進行があん

まり予定よりもという感じを受けるんですから、それのところを着々と進んで、早く住民の皆さんが安心できるような環境をさせてもらいたいと思います。

○大田委員

審査参考資料の41ページの下段に、福祉保健部でも聞いたんですが、従来の一般財源配分方式よりも、一般財源枠配分方式による予算編成をずとしたと、令和4年度にしたというふうに書いてあるんですが、経済部としては、それを財源枠配分方式によって予算編成して1年以上たっているんですが、それに対する影響とか実績とか成果について、どういうふうに考えておられるか、ちょっとお教え願いたいと思うんですが。

○西村経済部長

一般財源枠配分方式に導入したことに対する影響等について質問がございました。一般財源枠配分方式による予算編成については、限られた財源の中で、新たな収入の確保や歳出の削減により、組織が一丸となって持続可能な行政運営に取り組むものでございます。

予算編成の過程でスクラップ・アンド・ビルドを行ったり、予算額の精査により事業費を削減した事業もございますが、真に必要な事業の予算を確保しており、経済部として大きな影響はないものと考えております。

この制度の導入により、これまでも取り組んできた不要不急の物品の購入の抑制によるコスト意識の醸成のほか、部内の事業協力による業務の効率化なども図られていると感じており、経済部におきましては、限られた予算の中でも最大の効果を見出していくような仕事の進め方を含めて、効果、いわゆる成果という部分ですが、効果があったのではないかと考えております。

今後とも、真に必要な事業を進めていくためには、新たな収入の確保や歳出の削減は必要と考えておりますが、新規事業等の予算枠もございますので、十分に対応できるものと考えております。

以上でございます。

○大田委員

今ちらっとお聞きしたんですが、財源枠配分方式であまり影響はないというような答弁じゃったんですが、また、そういうのはわざわざ財源枠方式にもっていったちゅうのは、少なからず影響はあると思うんですが、そのところ経済部は影響がないと言われたんですが、そのところもう一遍お答え願いたいんですが。

○西村経済部長

一般財源枠配分方式についての再度の質問でございますが、予算編成について、経済部におきましては市民の皆様に影響が生じないよう、また最小の費用で最大限の効果が出せるよう、経済部職員が一丸となって進めてまいりました。

私はそうした経済部職員の信念や責任感や努力を信じておりますし、さらに私自身も

出来上がった予算を精査し、それらが無駄な贅肉をそぎ落とし、徹底した選択と集中で生み出された真に必要な予算であることを改めて確認した上で、議会に送り出したという自負から、影響がない、このように申し上げた次第でございます。

ただ、その一方で、これらは人間が行うことです。当初の見込みと実績が異なることや、実施してみて初めて分かること、このようなことも多々あるのも事実でございます。そうしたことに関しては、本日の決算委員会も含め、委員の皆様をはじめとする様々な御意見や御指摘については、課題として厳粛に受け止めた上で、次年度予算に反映させるべきかどうか、慎重に検討しているということについても申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。

○大田委員

うん、それはそうでしょう。それじゃが、一応執行部の皆さんは市民の福祉のためにいろいろ動いておられるわけでありますから、市民に負担のないように、今後とも予算を執行していってもらいたいと思えます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

3 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和5年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か御質問をさせていただきます。

まず、1点目としましては、主要施策の成果の170ページ、がけ地近接等危険住宅移転事業についてお聞きをいたします。

土砂災害特別警戒区域におきまして、既存、いわゆる不適格住宅の除去に要する経費の一部の補助、97万5,000円をしましたとありましたが、補助金の選定基準についてまずお示しをください。

○秋友監理課長

ただいま光市がけ地近接等危険住宅移転事業についての御質問をいただきました。土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンについては、市内で722か所が設定されている状況でございます。

がけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方の生命、安全を確保するため、崖崩れ、土砂災害等の危険がある区域から安全な土地に転出するための費用を助成するもので、補助については除却費等と建設助成費、この2つを設けております。

以上でございます。

○小林委員

はい、ありがとうございます。今、この実際のがけ地近接等危険住宅移転事業に関する基準というところはよく理解ができました。

その上で、先ほども少し触れていただきましたが、本市において該当するエリアというのが722か所あるというところで理解はできましたが、例えば、そのエリアに該当する住居の有無というところ、ここについてまずお示しをください。

○秋友監理課長

土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンについては、今言われた722か所が指定されておりますが、そのうちの既存不適格住宅については専用住宅であること、また、土地所有者、相続人を含みますが、レッドゾーンが指定される前から居住されていることなど、様々な要件があるため確認は困難であり、不適格住宅の把握はできていません。

基本的には、現にお住まいの方の生命の安全を確保するため、国の指針に基づき、補助を行うことから、その家屋にお住まいになっていない方、空き家になっている場合は、

こちらの補助から除外されるものとなっております。
以上でございます。

○小林委員

今、実際にこのレッドゾーンといわれる土砂災害特別警戒区域に、いわゆる722か所あって、そのいわゆる住まわれている住居がある方というところについて、まだいろんな理由があって、この把握ができていないというところによく理解ができました。

少しまたここについてももう少し議論を深めたいんですけど、実際にでは土砂災害特別警戒区域にお住まいの方々に対して、いわゆるこの制度自体の周知というところ、これができるのかというところ、まずはその部分についてお示しをください。

○秋友監理課長

ただいま土砂災害特別警戒区域にお住まいの方に対して、周知はということで御質問をいただきました。がけ地近接等危険住宅移転事業に対する事業については、土砂災害特別警戒区域について、平成28年に光市が土砂災害ハザードマップを各地区ごとに作成し、基本的には全戸配布とさせていただいたもので、市のホームページにマップを掲載、また本庁、支所、各出張所の窓口にも設置しております。

このような形で、市民の方々に対し、周知に努めており、光市がけ地近接等危険住宅移転補助事業については、市広報及びホームページに記載し、広く広報させていただいているところでございます。

○小林委員

実際にこの取組というところ、周知のところについては理解ができました。

その上でなんですけど、やっぱりそのがけ地近接等危険住宅移転事業、この部分については、先ほどの説明の中にもございましたが、除却という部分と建設のところ、2つのところが該当するというところで、なかなか市民からするとハードルが高いところになるのかなというふうに思っております。

ですが、やはり今のこの未曾有の災害が全国各地で起きている中で、自身がこういう区域に住まわれているということをしっかりと周知をすることは、すごく大事だと思いますし、この制度があるということも、もし生活の移住する機会の提供にもなりますので、引き続きこの周知のほうをお願いをしておきます。

それと、次の質問ですが、こちら主要施策の成果の172ページで、道路維持管理事業についてお聞きをいたします。

まず、ここでいきますと、市道維持管理委託として2,624万9,000円というところと、市道施設補修工事として829万5,000円、そして市道維持修繕として1,330万6,000円が計上されておまして、様々な取組が行われておりますが、それぞれの具体的な取組という部分をまずお示しをください。

○山口道路河川課長

道路維持管理事業に関する御質問でございますけれども、まず市道維持管理委託につきましては、幹線的な市道として、小周防地区から岩国市へ抜ける高尾鍋倉線を含む15路線などの市道沿いや道路河川課が管理しております土地の草刈業務、また、市道の通行に支障となる樹木の伐採業務を委託しており、費用につきましては、除草業務が約1,674万円、支障木伐採業務が約222万円となっております。

その他、市道において支障のある道路側溝蓋の取替えや蓋がかりの補修を行うための製作や設置をする業務を委託しており、この費用が約729万円となっております。

以上でございます。

○小林委員

今それぞれの事業のところの概略というか、どれぐらい費用としてかかった内訳という部分について御説明いただきました。その部分について理解が深まりました。

その意味、それを踏まえて、やっぱりこの道路維持管理事業というものは、どの事業もそうなんですけれども、限られた財源の中でいろいろな取組を推進していかなければならないということを理解しているんですが、どういう基準でこの場所の選定、工事の場所の選定ということを行っているのかをお示してください。

○山口道路河川課長

今、基準についての御質問をいただきましたが、道路維持管理事業の市道維持管理委託の道路の草刈りについて申し上げますと、主に幹線道路において路線沿いの草等が支障となる状況や、作業時に交通規制が必要となるなど、現地の状況や作業時の安全性を確保する観点から路線を選定しております。

以上でございます。

○小林委員

今、草刈りにある程度例を出していただいて御説明いただきまして、安全性というところにフォーカスを当てているというところをよく理解ができました。

やっぱりこのいろいろと市民の皆さんとのコミュニケーションをする中で、非常によくあるのが、「あそこの地域では草刈りが済んだけど、ここの草刈りはまだ済んでいないよね」とか、いろいろとそういうコメントもございましたが、やはり安全性というところにしっかり考慮した上で、しっかりと基準を持ってやっているということで、はい、理解をいたしました。

もう一つ、この道路維持管理事業を推進していく上で、情報受発信ツールの活用というのはすごく大事だというふうに思っております、このツールで得られた情報をどのように活用して、実際に工事に至ったケース、こういうものがあれば具体的にお示しをください。

○山口道路河川課長

情報発信ツールということで、LINEによる通報アプリにつきまして御説明いたし

ますと、市民からLINEを通じて通報していただくことで、道路の異常等を市のパトロールに加えて、市民の皆さんの御協力を得て対応しようとするものでございます。

具体的な活用例を申し上げますと、市道にポットホールなどの通報を確認した際、アプリに添付された写真や地図により、あらかじめ規模の大きさなどを確認できることから、補修資材の量、現地に見合ったもので準備することができ、地図からは路線の交通量等も推測できますので、作業に従事する職員の調整など、事前に準備をして対応できるという有効性を感じているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

今の実際に活用されて、LINE通報アプリとか市民の協力が必要という部分と、片や実際の職員の作業面というところでいくと、いわゆる事前に場所が分かって、そのときの安全性というところや、あるいは実際の資材がどれぐらい必要なのかというところで、非常に有用だというところがよく理解ができました。

例えば、これで実際に工事に至ったようなケースというのがあれば、少しこの部分についてもう一度お示しをください。

○山口道路河川課長

工事に実際に至った具体例としては、まず内容で申しますと、市道の関係で陥没、ポットホールなどの異常が86件、側溝に関する破損、土砂、蓋等のものが17件、支障木、木や草などに関連するものが13件、附属施設として境界ブロック、ガードパイプなどが4件、その他、国道に関するものが9件、県道に関するものが21件などございまして、具体的な例で申しますと、陥没につきましては、写真を確認して、先ほど申しましたように規模が分かりますので、すぐに材料等、必要なものを手配して、すぐに現場に駆けつけるということを行っております。

以上でございます。

○小林委員

実際にこの情報受発信ツールを使って、今様々な項目でいろんな件数があったというふうに理解をいたしまして、しっかりと活用されているということも分かりましたし、やっぱりすごく大事なのが、職員のそのいわゆる効率化にもつながっているというのは非常にいいことだなというところと、やはり市民が自分たちで市の安全性というのを高めようということにも、このツールはつながっているのかなというふうに思いました。

その上で、やはりこの総合情報受発信ツールの中で、例えば今というのは通報はするけど、その返しが、フィードバックがなかなかないという部分がありますけど、この部分について、今後ちょっとあれですけども、課題感として持っているかどうか、この部分についてまずお示しをください。

○山口道路河川課長

通報者へのフィードバックに関する再度のお尋ねでございますが、こちらの通報アプリに関しましては、幅広い層の方に気軽に通報していただけるよう、匿名としておりますので、対応については、原則的に御連絡いただいた方への個別連絡は行わない取扱いとさせていただきます。

なお、情報提供いただいてから確認対応までは時間を要する場合がございますので、緊急性、危険性が高い場合や、先ほど申し上げました対応について御確認等されたい場合は、電話での連絡をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況に応じて電話による方法か、情報受発信ツール、このLINEのアプリを使うのかというところでよく理解ができました。

やはり実際にこの通報アプリを活用された人の中で、市に対していろいろ情報を提供した部分において、なかなかそのフィードバックが分からない部分があった。当然、問合せれば分かることではあったんですけど、そういうところが少し分からなかったという課題点はあったと思います。

ただ、今の考え方からすると、電話によるやり方と、いわゆるLINE通報アプリを活用するやり方で、要件によって異なった仕様があるということもよく理解できましたので、私のほうからもそういうところについては、市民の人に広くいろいろ伝えていきたいなというふうに思いました。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

先ほど小林委員からの御質問の中で、道路維持管理事業についての内訳ということで御説明をさせていただいたんですけども、答弁に漏れがございましたので、再度御説明させていただきます。

まず、市道維持管理委託につきましては、幹線的な市道として、小周防地区から岩国市へ抜ける高尾鍋倉線を含む15路線などの市道沿いや道路河川が管理する土地の草刈り業務、また、市道の通行に支障となる樹木の伐採業務を委託しており、加えて、その他市道において支障のある道路側溝蓋の取替えや、蓋がかりの補修を行うための製作設置をする業務を委託しております。

費用につきましては、まず除草業務の委託料が約1,674万円、こちらをさらに詳細に言いますと、業者に委託したものが1,594万円、自治会への市道維持管理委託料が約80万円となっております。それから、支障木伐採業務が約222万円、加えて、蓋の製作設置業務のほう約729万円となっております。

次の下の段の市道施設補修工事につきましては、破損や老朽化した道路施設を補修するものでございまして、主に横断側溝や舗装などの補修を行っており、費用といたしま

しては、舗装に関するものが4件で約390万円、側溝に関するものが3件で約359万円、境界ブロックに関するものが1件で約81万円となっております。

次の市道維持修繕につきましては、道路の陥没、路肩、側溝や舗装の破損などのうち、比較的軽微なものに対しまして、早急に修繕で対応を行っているもので、費用といたしましては、陥没に関するものが5件で約133万円、側溝に関するものが14件で約540万円、舗装に関するものが7件で約260万円、その他、防護柵や街路灯などの照明、道路肩の修繕の18件で、約397万円となっております。

以上でございます。

○河村委員

151ページの農道維持管理事業のところ、草刈業務で、草刈業務が今言うところもそうなんだろうが、こっちは農道、経済部のところは予算があるんで、農道だけなのか、何か区分があるんですかね。

○山口道路河川課長

道路維持管理事業に関する御質問でございますけれども、まず農道維持管理委託料につきましては、幹線的な農道の草刈業務や支障木伐採に対しての委託料となっております。

機械器具借上料等に関しまして主に幹線農道への冬場の塩カル設置やその他、崩土撤去等に使用する借り上げとなっております。道水路補修用資材につきましては、基本的に農道等の法定外公共物に対する補修用資材となっております。

以上でございます。

○河村委員

幹線農道とそうでないというか、何が区別の対象なの。

○山口道路河川課長

区別に関する御質問でございますけれども、農道に関しましては、基本的に地域の農業をされる方々や地域住民の方で管理していただくものと考えております。

ただし、周南広域農道、大和農免道路、ふるさと農道などの幹線道路につきましては、交通量が多いため、地元では困難であるということから、業務委託のほうで草刈りを行っているというものでございます。

○河村委員

いや、だからその線引きがね、何か基準がある。道路幅員が何ぼとか、実際には県が造った道路とか、基準。

○山口道路河川課長

基準に関しましては、幅員等が何メートル以上という明確な基準は設けておりません

けれども、形的には農道整備事業等で造られた幹線農道に対しての草刈りとなっております。

○河村委員

169ページの上から5番目かな、弁護士報酬金、農道の令和5年3月に和解した弁護士の報酬金ということなんですが、通常道路維持やったりするときは市道ですよ。ここで農道が裁判になってお金を払うわけですが、その際の、そりゃ市長が道路管理者だから維持管理の責任があるということなんですか。

○山口道路河川課長

ただいまの御質問に関しましては、このたびの該当となった道路が、認定外道路の中の法定外公共物という扱いになりますので、財産的な管理に関しましては市で行うというもので、現地の維持管理につきましては、基本的には地元の皆様でやっていただいておりますが、危険性に応じて道路通行上の安全性が確保できない場合には、市のほうでも現地を確認して対応しているものでございます。

○河村委員

昔にもね、要は道路に瑕疵があった場合に、そういう払うたケースがある。道路に瑕疵がちゅうのは、例えばそれが市道なのか、農道なのか、生活道なのか、そんなことは関係なしに、要は道路管理者の責任だということじゃないの。分からん。

いや、まあ宿題にしちよっちゃげるから、考えちよってください。

その下の光熱水費の245万2,827円、街灯というふうに言われたんですが、これは市民部がやりよる街路照明じゃなくて、建設部がどこか持ちよる街灯ちゅうのは、どういふのを指すんですか。

○秋友監理課長

ただいま街路灯について御質問いただきました。市内に設置された街路灯については、光市街路照明推進協議会で設置した街路灯と建設部が設置した街路灯があり、建設部が所有している街路灯は道路改良等で交差点内部等に設置された街路灯、橋に設置された街路灯等がございます。

以上でございます。

○河村委員

交差点とか何かそういう話をされたんですが、それは基準があるんですか。その街灯をつけるという基準。結構ね、今街路照明をやめて防犯灯に付け替えたりしているんですが、そりゃ防犯灯じゃ暗うてからどねえにもならんのいね。そういう要は街路照明のようなものをつけるあれがあるんなら、なんぼでもあるような気がするんじゃけど、この街灯をつける設置基準。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

道路照明に関しての設置の基準に関する御質問でございますけれども、こちらは道路照明施設設置基準というものがございます。この基準の中で照らし合わせながら、必要と思われる箇所について設置をしている状況でございます。

また、道路照明施設設置基準に加えまして、山口県が出しております道路整備技術の手引きというものがございます。

こちらの中には設置の要件がございまして、市街部の道路においては、次のいずれかに該当する道路の区間において、必要に応じて照明施設を設置するのがよいと記述されており、様々な要件が書かれておりますので、この要件に照らし合わせて設置に関しましては検討しているというところでございます。

○河村委員

その基準によると、明るさ、照度なんかについても記述があるんです。

○山口道路河川課長

照度についても記述がございます。

○河村委員

それ幾ら。

○山口道路河川課長

照明の明るさにつきましては、対象が高速道路や国道、国道の中でも主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路等、様々な区分において路面の輝度などが明確に定められております。

○河村委員

最初に言いましたけど、最近の街路照明を老朽化のために撤去して防犯灯に幾つかもう既に付け替えたところがあるんです。とても暗い状況なんで、もしそういう設置基準があつて、そういう照度が保てられるものであればですね、もともとほとんどが県道とか市道なんですよ、その街路照明があるのが。

それは環境市民部がやるから、自分のところのやり方で今やりよってんですけど、一緒になってちょっと協議をしていただくようお願いをしておきます。

それから、最初にちょっと質問があつた主要施策の成果の170ページのがけ地近接等危険住宅移転事業、97万5,000円なんですけど、これ平成28年のときに、新しいこのレッドゾーンができるからというんで説明会があつたんですけど、その際にはこういった補助金というんじゃなくて、移転したときの借入れの補助のような類だけしかなかったんですけど、新たにこういう補助基準ができたりすると、どうやって公表しよる。

○秋友監理課長

ただいま、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金のほうについてお問合せがありました。こちらについては、レッドゾーンから転出する方々に対し、補助金として手助けをするということから、国の指針に基づいてつくられたものであり、市でのPRについては、先ほど申し上げたとおり、広報及びホームページで啓発、啓蒙させていただいております。

○河村委員

じゃあ、このレッドゾーンについての補助金は、ホームページか広報か何かに出た。

○秋友監理課長

ホームページ、広報に記載はさせていただいております。

○河村委員

例えばこの事業費は全額といいますか、通常、家屋の撤去であれば200万円ぐらいかかったりするじゃないですか。そうすると、その総額の何割とか、頭打ちがこの金額なんですか。

○秋友監理課長

委員おっしゃるとおり、頭打ちの金額になります。

○河村委員

それは、要するにどういう状況であっても、例えば2階建ての家であろうが、平屋の家であろうが、一応上限が97万5,000円で、一般財源まで市は持ち出しするけれども、残りは全部個人負担という解釈でいいんですね。

○秋友監理課長

仰せのとおりでございます。

○河村委員

終わります。

○大田委員

25ページの土木使用料において、査定額が1億7,900万円、収入済額が1億4,900万円、収入未済額が2,900万円載っているんですが、これの未済額は、これは住宅使用料だから、土木使用料にならんわけですかね。じゃけ、住宅のほうで聞かんにゃいけんわけですかね。

○委員長

はい、次です。

○大田委員

それと、繰越明許についてお聞きしたいんですが、道路橋梁工事で3億9,500万円の中の167ページ、決算書の。道路橋梁費の中で3億9,500万円で、支出済額が2億1,400万円、繰越明許費が1億7,100万円、それで不用額が874万5,000円になっているんですが、繰越明許費になったこれ、委託料ないし工事請負料があるんですが、その根拠を教えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

決算書167ページの繰越明許費に関する御質問でございますが、繰越明許費に関しましては、3月議会でも御説明しているところでございますけれども、委託料の5,480万5,000円につきましては、光井中東橋などの5件の橋梁補修設計や、立野浅江線横断暗渠の改築実施設計について繰り越しているものでございます。

その下の工事請負費1億1,700万円に関しましては、吉井田橋ほか3件の橋梁補修工事や、花園高州線などの2件の舗装メンテナンス工事について繰越しをしているものでございます。

以上でございます。

○大田委員

うん、初めに予算をつけるときには、それが工事ができるつもりで予算をつけられたと思うんですよ。だから、それを繰り越した根拠を、その工事箇所は分かりました。なぜそれを繰り越したっちゃう根拠があるはずですよ。

○山口道路河川課長

繰り越した理由につきましても、3月議会のほうで御説明はさせていただいているところですが、工事につきましては、虹ノ橋の跨線橋の補修につきまして委託していた鉄道事業者が、県内のほか地区での災害が起こったことにより、そちらの対応で労力と時間を要するという申し入れがございましたので、市とJRが協議をいたしまして、令和5年度の事業費について、一部を翌年度に振り替えるというものをさせていただいております。

それに伴って、令和5年度の事業費を他の橋梁に振り替えるというものにつきまして、国土交通省と協議をさせていただきましたが、こちらの協議に時間を要しましたので、年度内に業務を行える工期が確保できないことから、翌年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。

同様に、舗装メンテナンス工事につきましても、こちら内示が11月という遅い時期に

ついた状況でしたので、こちらも年度内で工期が確保できないということから、繰り越しとさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○大田委員

いや、ここにも書いてありますよね、参考資料にも測量設計5,300万円が足りなくなって、5,300万円を見つけてとかいう、これは吉井田橋のことじゃろうと思うんですが、そのほかの件も含めて5,300万円じゃから、あと6,000万円ぐらいの金額が上がっているんですが、ほか3件の仕事があるということじゃろうと思うんですが、そのことに関してはどういうふうな答弁をなさるんですか。多分吉井田橋じゃろうと思うよ。

○山口道路河川課長

委託料の5,300万円に関しましては、先ほど御説明したように、JRとの協議、国との協議により、そちらに期間を要したため、委託に関しましても、業務を行う工期が年度内に確保できないことから、繰り越しとさせていただいたものでございます。

○大田委員

じゃけ、それは分かりましたと。そのほかに5,300万円以上、6,000万円からあるんです、繰り越しが。1億1,700万円の繰り越し明許があるんです。そのほかの工事に関してはどうですかとお聞きしちよる。

○山口道路河川課長

再度1億1,700万円の工事についての御説明をさせていただきますが、こちらは、先ほど申しました橋梁関係の吉井田橋をはじめとしたほか3件が、1億1,700万円の中に含まれておりまして、こちらが内訳としては、合計で6,700万円。それ以外としましては、先ほど申しました花園高州線を合わせた2件の舗装メンテナンス工事につきまして、5,000万円となっております。

舗装メンテナンス工事の繰り越しにつきましては、国の交付金の内示が遅れましたことから、年度内での工期の確保が難しいため、繰り越しをさせていただいたものでございます。

○大田委員

これは工事の国の補助金で、補助事業であるから、国の内示が遅くなったから、その2件については繰り越し明許をすると。そしたら、4月の初めからでもやる。そしたら、分かりました。はい。ぜひ早く工事を進めてほしいと思っております。いいです。結構です。

説 明：沖本建築担当次長兼建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

25ページの収入未済額2,950万円は、これはもう不納欠損なんですか、それとも今からまた収入があると見込まれるんですか。もし収入があると見込まれるんじゃないら、今どういう方法でその収入を確保されようとしているのか教えてください。

○沖本建設部建築担当次長

収入未済額の2,950万4,000円に関する質問でございます。こちらは、主要施策の成果の183ページの中ほどの表にございますが、市営住宅の使用料として滞納となったものが2,950万4,000円ほどございます。

不納欠損の額につきましてはゼロとなっておりますので、この未済額はこれからも回収していかなければいけない債権と考えております。

以上でございます。

○大田委員

これはもう全員に対してから、要するにどういうふうにして払っていかうというのが全部契約ちゅうか、本人と連絡取りおうてやっておられるわけですか。

○沖本建設部建築担当次長

こちらの2,950万4,000円のうち、現年度分が167万4,000円、過年度分が2,783万円となっております。現年度分の167万4,000円につきましては、連絡が取れる入居者がほとんどでございますので、おのおの対しまして電話等で連絡をし、納付誓約書等により分納で支払っていただいております。

残りの過年度分の2,783万円に関しましては、連絡が取れるものについては、電話等によって納付指導を行っております。

すでに死亡されていたり、退去して居住が不明だったり連絡が取れないものについては、親族や関係者等、現在調査を行っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

じゃけ、そりゃ今親族と話をしているとか言っておられるんですが、これ入れてもらえる確率が高いんですか。

○沖本建設部建築担当次長

退去してしまった入居者に連絡を取って、支払っていただくというのは厳しい状況ではありますが、粘り強く納付指導を行っております。

以上でございます。

○大田委員

これは最高何年ぐらい前から、そして一番短いのは何年ぐらい前まで。

○沖本建設部建築担当次長

滞納の年度につきましてですが、光市会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のこちらの27ページの中ほどの表に、住宅使用料の年度別収入未済額の状況というのを記載しております。最も古いものが元年度以前というところの欄になるのですが、ここの中でも一番古いので昭和61年の滞納分が残っております。直近では令和5年分がございます。以上でございます。

○大田委員

今昭和61年が一番と言われたが、それがお幾らぐらいあるのか。

○沖本建設部建築担当次長

昭和61年度に滞納された方で、こちらの滞納額とすれば約116万円となっております。以上でございます。

○大田委員

要するに116万円、令和10年度ぐらいでも同じことなんですが、それは確実に取れるという確信のもとに、この未収入額として上げておられるんですか。それとも、取れないのにやりよるから、挙げちよこうかということにしちよるんですか、そこのところが取れないんやったら不納欠損としてという処理の仕方もあると思うんですが、そこそこはどういうふうにご考えておられるか。

○沖本建設部建築担当次長

この未済額につきましては、収入の見込みのあるなしにかかわらず、あくまでも収入とすべきものが未済であるということで、数字を挙げさせていただいております。

以上でございます。

○大田委員

となると、ずっと続くということですね。年がら年中ずっと続くと、毎年続くっちゃうことでしょうか。

○沖本建設部建築担当次長

古いものもかなりございますが、こちら先ほど申し上げましたとおり、既にお亡くなりになられている方などについては、引き続き親族または関係者等を調査していくということでございます。

以上でございます。

○大田委員

それはそれも粘り強く、それも入れるべきお金であるから当然そうなんですけど、やっぱりそのところでいつまでも残っているというのも、一つの帳簿上の整理も難しいんじゃないかと思うんで、そのところもしっかりと精査して、今後の記載方法も考えてほしいと思っております。よろしくお祈りします。

○大田委員

各部署にお聞きしているんですが、参考資料の41ページの一般財源枠配分方式のことについてお聞きするんですが、建設部としてはそれになしてから影響とか実績とか、これからどういうふうな持っていくかというのでお聞きしているんですが、また令和4年度の所管方式でも、市民満足度上昇率10事業に対してからというふうに書いてあるんです。それに対して建設部はどのような事業があったのか、何ぼぐらいついていたのか、お祈りしますか。

○酒向建設部長

それでは、一般財源枠方式についてのお尋ねでございますが、財政調整基金を活用いたしました新たな枠となる財源を市民満足度向上につなげることを目的に、市単独で実施する市民満足度向上事業を含めた政策的経費として予算配分する手法でありますので、建設部といたしましては、一般財源枠方式により市民満足度の向上につながっているものと考えております。

これまでも建設部では、予算編成の過程においてスクラップ・アンド・ビルドを徹底して行ったり、予算額の精査により事業費を削減した事業もございますが、真に必要な事業の予算の確保はできているものと考えております。

あと、建設部における実施事業ということでございますけども、市民満足度向上事業といたしましては、ユニバーサル歩道整備事業として予算額が2,500万円でございます。以上でございます。

○大田委員

うん、それは建設部としては、その中で一般財源枠方式でやられたのに対して、それでは一応満足して事業も行っているような答弁じゃったと思うんですが、それに対するいろんなインフラ整備なんかも、まだまだ満足が当分市民の方は満足していないようにお見受けするわけでございますから、今後はそういうふうなインフラ整備なんかも、ずっとやってもらって、今後とも市民の福祉事業に対して、いろんなそれこそ市民の方が満足いくような事業を行っていただきたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

4 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和5年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、主要施策の成果の176ページ、冠山総合公園管理運営事業についてお聞きをします。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限等が緩和された中で、梅まつりやバラまつりなどの様々なイベントが行われましたが、令和5年度の入園者数は、対前年度比で2万8,882人減少した。この要因について、まずお示しをください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

こんにちは。冠山総合公園の入園者数の状況についてでございます。

入園者数の減少につきましては、行動制限下で比較的安心して利用いただける外出先として選ばれていた公園やオートキャンプ場が、行動制限の緩和により、外出先が自由に選択できるようになり、外出先として選択されにくくなってきた影響があるものと考えております。

以上でございます。

○小林委員

現状として、2万8,882人の方が減少したということで、その理由として外出先として選択されづらくなってきたという回答がありましたが、ではその入園者数をより増加させるために、どういう取組が必要というふうに考えているのか、まずお示しをください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

入園者数の増加を図るためには、冠山総合公園が外出先として選ばれる公園、魅力ある公園となるよう、さらなるサービスの充実や他施設との差別化に、指定管理者と協力して取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○小林委員

そうですね、この公園の魅力を市内外にしっかりとPRしていく、魅力を発信していくというところでは、指定管理者といろいろ検討された上で、今後のいわゆるイベント等も考えていただくことになると思いますが、この主要施策の成果の177ページ、これ

主な主催事業ということで、42イベントがここに記載されているんですよ。

なので、このイベントを今後も続けていくかどうかというところも含めて、やはり今の現状を増やしていくためには、魅力を皆さんのために市内外に発信していくこともすごく大事だと思うんですけど、今あるイベントを少し、より皆さんが呼ばれるようにブラッシュアップしていくことが必要だというふうに私は思いますので、その点についても引き続き指定管理者のほうとしっかり協議をしながら、進めていただけたらというふうに思います。

私からは以上です。

○田中委員

1件お願いします。主要施策の175ページの中段のところのイのところ、公園緑地の管理委託料ということで詳細を載せていただいているんですが、おおむね全体的に金額が上がってきていると思うので、その理由について教えていただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

公園緑地費の増額につきましては、例年行っている地区ごとの草刈り等の業務以外で、島田川の河川公園の桜の木の伐採や大蔵池公園ののり面の支障木の伐採など、緊急的に行った伐採などを行ったものなどにより、増額となったものでございます。

以上でございます。

○田中委員

緊急的に木の伐採を行ったので上がったということなので、通常の委託業務の中で、例えば人件費とか社会的背景があって、物価の高騰とかという部分の影響で委託費が増えたというのは、影響されているものはないという理解でいいんですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

人件費の増額や物価の上昇分もございました。

以上でございます。

○田中委員

それを踏まえた上で、その中で公園美化促進事業委託料ということで、市民と協働のものを委託されているものがあるんですが、これについてはどちらかというと下がっているという状況があって、現場の数もあると思うんですけど、その現状についてお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

公園美化促進事業委託料の減額につきましては、委託する公園の面積が前年より減少したことから減額となったものでございます。

以上でございます。

○田中委員

面積が下がってという部分で、委託料の基準については変更がない状態だと思います。それで、以前にもこれ取り上げたことがあるんですけど、業者に頼むといろいろな人件費とか、物価の高騰という部分で委託料が上がっている中、ここの基準については市民にお願いするという部分で、委託料が変わっていない、基準が変わっていないという状況があります。

成果としては、業者に2回、年間2回草刈りをお願いしている金額と、公園の状態というものが成果になってくると思うんですけど、これ市民の方たちをお願いすることによって、年間通してきれいになっているというのが、私は一番の成果じゃないかと思っているんですね。

その中で、業者に委託していたときよりも、随分安い金額で市民に対しては出していると思うんですけど、その委託料の m^2 幾らという基準を出されていると思うんですが、その根拠ってものをちょっと教えていただいてもいいですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

委託料の根拠というよりは、本来の公園美化促進事業の目的は、地域住民自らが公園の美化活動を積極的に行うということで、愛着を深め、より機能的で利用しやすい公園を維持することを目的としております。

金額というよりは、愛着を持って公園の美化活動を行っていただきたいということから実施しているものでございます。

以上でございます。

○田中委員

今、本来の目的という部分で説明をいただきましたけど、あくまでこれ作業としてきれいにするという部分があります。愛着という部分にスポットを当てると、市民がなぜこれをやるかと言ったら、市がきれいにしているんですけど、年2回じゃきれいにならないので、自分たちの手で年間を通してきれいにしようという部分の気持ちが大きいと思うんですね。

業者に頼めば高額かかる部分が、市民に頼むことによって低額でできるという考えが前提にあるのではないかと思うんですけど、今、時代の変化とともに、なかなか市民の方が協働で何かをする、そして自治会活動にしても出てくるという機会が減ってきている中で、やっぱり市民の方たちが気持ちよく作業する、そして愛着をまさに育てていくという部分で、例えば同額でも年間を通してきれいであれば、私はこれ業者に頼むよりも大きい成果を得ているんじゃないかと思うんですね。

だから、そういった視点にも立って、基準については本来の目的が愛着なんだということと言われましたけど、もう少し社会背景とか物価の状況とかも見て、適正という表現はよくないかもしれないんですけど、それに見合う基準を支払って管理が続くように取り組んでいただけたらと思いますので、見直しについて御検討いただけたらと思いま

すので、よろしく願いしておきたいと思います。
以上です。

○河村委員

173ページの上段、立地適正化計画改定委託料っちゅう、これ成果物はもらったですかいね。

○山本都市政策課長

立地適正化計画改定に関する御質問でございます。これは先ほど御説明しましたが、令和5年度と令和6年度の2か年をかけてコンサルタントに委託しておりますことから、令和5年度の成果物といったものはございません。
以上でございます。

○河村委員

それから、その下の駐車場、南北の駐車場ではほぼ30万円ぐらいの収益なんですけど、北側の駐車場について言うと、元来車の台数が少ないんで、要は管理費のほうがかかっておるんですけど、その点は無料開放したほうがいいような気がするんですけど、いかがですか。

○山本都市政策課長

北口の駐車場の無料開放につきましては、南口も整理料をいただいております。北口も同じように整理料をいただくことが適切ではないかというふうに考えております。
以上でございます。

○河村委員

いや、台数は何台止められましたっけ。

○山本都市政策課長

北口は58台でございます。

○河村委員

その一日の収益と管理費ですよ。比較してどんなですか。

○山本都市政策課長

比較といたしましては、主要施策の174ページ、先ほど御紹介がありましたが、北口では整理料288万1,000円。これに対して北口の駐車場の委託料として約394万9,000円を支出しております。
以上でございます。

○河村委員

要は、その委託料のほうが余分にかかっちょるっちゅうことなんでしょ。じゃないの。

○山本都市政策課長

整理料に比べ、委託料のほうがかかっております。

○河村委員

かかっちょるんじゃろ。

○山本都市政策課長

北口のみではそうでございます。

○河村委員

もともとその北口のほうが58台ということでね、要は管理する人はほぼ南も北も同じですから、そういう意味では当然収益に影響が出てくるんで、前から赤字じゃったんで、無料開放したらええののと思ひよったんですが、何か不都合があるんですかいね、無料開放したら。

○山本都市政策課長

やはり利用者には一定の整理料等の負担を求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

要は、手出しが多いんじゃけれども、それでもなおかつ市民に負担を求めるということについて、何かポリシーというか、発するものがないといけんのじゃないの。

○山本都市政策課長

駐車場のことに関しましては、南口、北口を合わせて総合的に考えています。

以上でございます。

○河村委員

何かそうしなきゃいけない理由があるんですか。

○山本都市政策課長

駐車場を利用されるうえで、公平性ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

堂々巡りになりますけど、何が公平・公正かという問題について、どうもちょっとそこは逸脱しているような気がしますのでね、要は赤字になっても公平・公正を務めんにゃいけんと。場所的に駅に行くんであれば、橋を渡って移動しなきゃいけませんから、それだけ大変なのよね、駐車的にはよ。

なら、そういう意味じゃ別に条件が違ったからって何ちゅうことはないと思いますけどね。また今度やりましょう。

その下の区画整理事業は、説明せんかったけど入っちよる。この区画整理事業についてちょっと説明してください。

○山本都市政策課長

区画整理事業につきましては、決算書の173ページをお開き願います。

5年度決算では、区画整理事業として消耗品費を729円支出しております。

以上でございます。

○河村委員

729円の説明をしてくれっちゅうんじゃないんで、区画整理事業というふうに名目が挙がっていますのでね、どういったことをやられましたか。

○山本都市政策課長

脇田地区の区画整理事業についてでございます。令和5年度は、現在対象となる約10名の地権者の方々と連絡を取りました。その中で、千葉県や兵庫県に地権者の方がおられましたので、その方々にお会いしに伺っております。

以上でございます。

○河村委員

千葉や、その出張に行ったということ。

○山本都市政策課長

はい、公用として参りました。

○河村委員

いや、その費用はこの中に入っていないわけ。

○山本都市政策課長

この費用につきましては、171ページをお願いします。都市計画事務費のほうの普通旅費、16万1,260円。171ページの下から2行目、こちらのほうで計上しております。

以上でございます。

○河村委員

脇田の区画整理事業については、10人の地権者と接触する中で、その1人、2人については現地で面談をして帰ってきたと。その面談の結果はどうだったんですか。

○山本都市政策課長

現在、その内容については、御報告できる段階にはございませんので、控えさせていただきます。

以上でございます。

○河村委員

現地を見ていただくと分かりますが、50mぐらいにわたって、もう形状的には道路ができています。毎年毎年草刈りをせんにゃいけんほど草が伸びてやれない状態ですからね、地元にとっては「せっかく用地で協力したのに、なぜこれはできんのかいの」と、こういう声も大きいんで、こういったところでは例えば看板を設置するとか、見込みとか、何かそういったものも出していただくと、地域にとっては、「もう何年かしたらできるでよ」というぐらいの形になってくれると、大変ありがたいと思いますけどね。その辺はいかがですか。

○山本都市政策課長

今後、地権者の皆様の御意向を確認しながら、そういったことも考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

説 明：山門公共交通政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

決算書の177ページのデマンド交通システム委託料、デマンド交通通行委託料、運行委託料、デマンド交通システム借り上げ料というふうに、505万3,000円何がしかの決算を行っておられるんですが、それについての検討ちゅうか、成果というか、これからまたどういうふうにできよるかというあれを、審査ちゅうか、検査ちゅうか、あれやられましたか。

○山門公共交通政策課長

デマンド型交通に関する質問でございます。令和5年度につきましては、移動が困難な高齢者等の地域内の移動手段の確保に資する、いわゆる予約制乗り合いタクシーの本市への適正や導入の可否等の検討を行うため、予約状況に応じて効率的な運行ルートが選択できるAI技術を活用し、実証実験を2月1日から3月1日までの30日間、三井、上島田、周防地区を対象に実施したところでございます。

検証につきましては、令和6年度の事業としておりますので、令和5年度につきまし

ては、実施した人数の確認等は行っておりますが、その検証につきましては、令和6年度現在行っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

じゃけ、5年度末でやったから、今6年度で行っているということで、そしたら今から検証して、まだやるかやらないかというのは、今まだ検証中で答えられないということだろ。

○山門公共交通政策課長

そのとおりでございます。

○大田委員

いいよ、そしたら。

○小林委員

何点か質疑をさせていただきます。

まず、主要施策の成果の179ページで、離島航路運航助成事業についてお聞きをいたします。

本事業の実質欠損金額が年々増加しているというところがございますが、その要因という部分と、今後の見込みについても併せてお示しをください。

○山門公共交通政策課長

初めに、欠損金額が年々増加している要因でございますが、毎年度様々な要因がございますが、主には燃料費の高騰や修繕費の増加、船員の退職による影響等がございます。

なお、令和5年度につきましては、運航収益が約30万円増加いたしましたが、費用である船舶修繕費の増加や、船員の退職による予備船運航回数の増加などにより、欠損額が約400万円増加したものでございます。

今後の見込みにつきましては、新船の就航に伴う船の小型化による燃料費の削減や、船員体制の縮小による人件費の削減、さらには船舶修繕費の削減などから、欠損金額は当面は減少するのではないかと考えているところです。

以上でございます。

○小林委員

いわゆるその令和5年度については、修繕とかあるいは燃料という部分で少し増加になってしまったというところで理解をいたしました。

その上で、やはりこの離島の航路の運航助成事業という部分を、安定的そしてかつ持続的に運営していくという観点では、先ほども少し回答の中で触れていただきましたが、業務の効率化というところをはじめ、収支改善に向けた様々な取組が必要というふうに

考えておりますが、見解のほうをお示してください。

○山門公共交通政策課長

再度の御質問でございます。収支改善に向けた取組について、収入増に向けた取組として、牛島の人口や世帯数を踏まえると、大幅な利用者の増加は困難であります。

一方で、釣り客や観光客等を伸ばすためには、情報発信等に取り組んでいるところでございます。また、令和6年10月からは、牛島在住者の運賃は据え置きとしますが、運賃を値上げし、収益の改善を図ることとしております。

それから、費用の削減に向けた取組としましては、先ほども少し申し上げましたが、船の小型化により燃料費の削減や船員体制の縮小による人件費の削減、さらには船舶修繕費の削減が見込まれております。

こうした取組により、収支改善に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

現状の考え方という部分でよく理解ができました。やはり、牛島の島民をなかなか増やすことが難しいという観点で、やはり観光客を、釣り客等をターゲットにしてしっかり情報発信をしていくという部分や、運賃の値上げという部分ですね、島民を除く、そういうところが必要。

後は小型化というところによって、いわゆるその人件費を抑えていく、この部分に、はい、よく理解ができました。

それともう一点、主要施策の成果の179ページの市営バス運行事業についてお聞きをいたします。

令和5年度の利用者数は、前年度から741人減の1万731人になりまして、市役所線を除く全ての路線で利用者が減少しておりますが、その要因と今後の見込みについてお示しをください。

○山門公共交通政策課長

初めに、市営バスの利用者の減少の要因についてでございます。一日の平均乗車数では、令和4年度が31.43人、令和5年度が29.3人と、一日平均で約2名の減少となっております。

主な要因としましては、令和4年度に比べて1,114人減少している東荷線になりますが、この理由は、通学に利用されていた高校生が卒業されたことによるものでございます。

次に、今後の見込みについてでございますが、これまでの傾向や今年度の状況から判断いたしまして、減少傾向は今年度も続くのではないかと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○小林委員

減少のところの要因という部分について、そこについても分析をされているところと、今後の見込みという部分においては、利用者が減っていくというところで予測をされているというところで理解をいたしました。

その上ではございますが、この市営バスの利用者増に向けた取組、この部分についてお示しをしていただきたいというふうに思うので、やはりこの最近、全国各地の状況を見ていきますと、市営バスの結構見直しというものが利用者減につながって、伴ってなっていくというところもあるので、ぜひここについて市営バスの利用者増に向けた取組、この部分についてお示しをください。

○山門公共交通政策課長

市営バスの利用者増に向けた当面の取組でございます。引き続き高齢者バス・タクシー運賃助成事業の実施、それから市民一斉ノーマイカー運動推進キャンペーン、さらにはイベント開催におけるバス利用の周知などを行い、利用促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

現状の取組の部分については理解をいたしました。全国各地でいろいろ、私も今回この決算を見るに当たって、この市営バスのところのいろいろ状況を見させていただきましたけど、やはりしっかりと乗車の人数というところの状況を把握されて、その状況に応じてダイヤをいろいろと変えていくとか、本当に必要なときに必要なバスをしっかりと出していくというところで、少し収支の改善になったというところも聞いておりますので、ぜひ実際のどれぐらい、既にちゃんと把握はされておりますが、市民がこのバスをどういうふうに活用されているかというしっかりと分析をしていただいて、さらに言えば、今後の社会動向を踏まえて、しっかりと検討していただけたらというふうに思います。

私からは以上です。

○田中委員

1点、主要施策の成果の179ページから181ページに、公共交通費としてバスの利用状況と補助金額の一覧が出ていますけど、その中で180ページのアの地域間幹線系統の確保維持費補助金と、イの広域生活バス支援事業補助金について、輸送人員は増えているんですけど、補助金額も増えているという状況があって、この状況について説明をいただけたらと思います。

○山門公共交通政策課長

輸送人員と補助金の関係について詳細を説明したいと思います。

初めに、徳山駅前、柳井駅前線及び光市役所と熊毛町の筏場、高水駅、兼清を結ぶ4

系統のバス路線の輸送人員については、一人一人カウントしているものではなく、交通事業者が実施する乗降調査のデータを基に算出されたものですが、こうした調査により算出された輸送人員は、令和5年5月8日に新型コロナウイルスが感染症法上の5類へ移行したことなどもあり、いずれの路線においても前年度よりも増加している状況にあります。

一方で、輸送人数が増加しているにもかかわらず、市からの補助金額は増額しております。これにつきましては、令和2年度から4年度にかけては、国県補助金では新型コロナウイルス感染症による収益減少を踏まえ、補助要件の緩和が行われていたことから、補助金が増額されておりました。国のほうの補助金が増額されておりました。

それで、さらに、その特例措置が4年度をもって終了したこと、それから経常経費、計上費用において、令和4年度に比べて燃料費や車両修繕費が増加し、補助対象となる収支差額が増加したことにより、令和5年度は補助金が増加したものでございます。

以上でございます。

○田中委員

はい、分かりました。理解しました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」